**与論町男女共同参画基本計画**

**平成27年度～平成36年度**

**平成２７年３月**

**与論町**

**は　じ　め　に**

人権が尊重され，自分らしく，そして，安心して暮らすことができる社会の実現は，私たちの願いです。

　しかしながら，性別による固定的な役割分担や差別的取扱い，それらによって生じる男女間の格差は，個人の悩みや生活上の困難の背景になるとともに，社会の様々な分野の発展を阻害する要因にもなっています。

　男女共同参画社会づくりは，私たちにとって最も身近な人権にかかる「性別」に焦点を当て，それに起因する様々な問題を解決することにより，“性別にかかわらず”一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を目指す取り組みです。

この取組は，平成１１年制定の「男女共同参画社会基本法」を法定根拠に，国際社会の動向や国の施策も踏まえつつ，全国で展開されています。

　与論町では，平成２３年３月に「共に創ろう　未来への架け橋　～元気・チャレンジ・感動～」を基本理念に掲げた第５次与論町総合振興計画を策定し，町民参加型のまちづくりを進めています。

　今年度は，更なる男女共同参画の推進を図るため「一人ひとりの人権が尊重され多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できる社会づくりと誰もが安心して暮らすことができる社会づくり」を基本目標に，「与論町男女共同参画基本計画」を策定しました。

　この計画に基づき，各施策を「男女共同参画の視点」を踏まえて総合的，計画的に推進してまいります。

　男女共同参画社会の実現は，行政の取組だけでは決して成し得るものではありません。関係団体，事業者及び町民の皆様とともに男女共同参画社会づくりに取り組み，一人ひとりが大切にされ，誰もが幸せを実感できる豊かな社会を，次代を担う子どもたちに確かに引き継ぐことができるよう，ご支援，ご協力をお願いいたします。

　結びに，この計画の策定に当たり，多くの貴重なご意見やご提言をいただきました町民の皆様に心から感謝申し上げます。

平成２７年３月

与論町長　　南　政吾

**目　　　　次**

**第１章　計画の基本的な考え方**

**１　計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1**

**２　計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1**

**３　基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1**

**４　基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2**

**５　目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2**

**６　計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3**

**第２章　計画策定の背景**

**１　社会経済情勢等の変化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3**

**２　国・県の主な動き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3**

**第３章　計画の内容**

**１　目標別施策の方向と概要**

　**目標１　男女共同参画社会の形成を阻害する社会制度・慣行の見直**

**し，意識の改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5**

**目標２　男女共同参画を正しく理解し，社会のあらゆる分野におい**

**て推進する教育・学習の充実・・・・・・・・・・・・・・・8**

**目標３　生涯を通じた男女の健康の保持・増進・・・・・・・・・・11**

**目標４　男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶・・・・・・・・15**

**目標５　生活上の困難や課題に直面する人々が安心して暮らせる環**

**境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22**

**目標６　政策・方針決定過程への女性の参画の拡大・・・・・・・・30**

**目標７　男女ともに能力を発揮できる就業環境の整備の促進・・・・33**

**目標８　仕事と生活の調和を図るための環境づくりの促進・・・・・36**

**目標９　男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の推進・・・・39**

**２　重点取組　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41**

**第４章　推進のあり方**

**１　町の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・43**

**資　料　編**

**１　男女共同参画社会基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・45**

**２　鹿児島県男女共同参画推進条例・・・・・・・・・・・・・・・51**

**３　女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約・・・・・56**

**第１章　計画の基本的な考え方**

　**１　計画策定の趣旨**

　国の男女共同参画社会の形成に向けた取組は，女子差別撤廃条約等に基づく国際社会における動きと連動して進められてきました。

　平成１１年６月に「男女共同参画社会基本法」が制定され「第１次男女共同参画基本計画」（平成１２年１２月策定）「第２次男女共同参画基本計画」（平成１７年１２月策定）を経て，「第３次男女共同参画基本計画」（平成２２年１２月）が策定され，これらに基づく取組が推進されます。

　鹿児島県では平成１３年１２月に「鹿児島県男女共同参画推進条例」が制定され，これに基づき，「かごしまハーモニープラン」（平成１１年３月策定）の課題を踏まえた「鹿児島県男女共同参画基本計画」を平成２０年３月に策定し，男女共同参画社会の形成に向けた取組の推進が図られています。

　平成１５年４月には男女共同参画を推進する総合的活動拠点として，鹿児島県男女共同参画センターが設置され，平成１８年３月には「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定（平成２１年３月改定）しています。

　少子高齢化の進行，人口減少社会の到来，地域社会と家庭の変化，経済の低迷，格差の拡大などの地域社会経済情勢の変化に伴う多くの課題を解決するためには，男女共同参画社会の実現が必要と考えます。

　本町の男女共同参画社会の形成に向けた環境づくりのためにも政策の全体的な枠組み，方向性，内容を示すためにも「与論町男女共同参画基本計画」を策定します。

**２　計画の性格**

　（１）この計画は，「男女共同参画社会基本法」第１４条第３項の規定に基づき策定する法定計画です。

　（２）この計画は，「鹿児島県男女共同参画推進条例」第７条第１項の規定に基づき策定する法定計画です。

　（３）この計画は，「鹿児島県男女共同参画推進条例」第３条の規定する基本理念に基づき策定する法定計画です。

　**３　基本理念（「鹿児島県男女共同参画条例」第３条に規定する基本理念に基づく）**

**（１）男女の人権尊重（第３条第１項）**

　　　男女共同参画の推進は，男女の個人としての尊厳が重んぜられること，男女が性別による差別的取扱いを受けないこと，男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として，行われなければならない。

**（２）社会における制度又は慣行についての配慮（第３条第２項）**

　　　男女共同参画の推進に当たっては，社会における制度又は慣行が，性別による固定的な役割分担等を反映して，男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより，男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮して，社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

**（３）政策等の立案及び決定への共同参画（第３条第３項）**

　　　男女共同参画の推進は，男女が，社会の対等な構成員として，町における政策又は民間の団体（事業者を含む。）における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として，行われなければならない。

**（４）家庭生活における活動と他の活動の両立（第３条第４項）**

　　　男女共同参画の推進は，家族を構成する男女が，相互の協力と社会の支援の下に，子の養育，家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし，かつ，当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として，行われなければならない。

**４　基本目標**

　　　男女共同参画社会の根底を成す基本理念である「男女の人権の尊重」は，“性別にかかわりなく”一人ひとりの人権が尊重されることを意味しています。

　　　「一人ひとりの人権の尊重」が，町民一人ひとりの意識に深く浸透し，行動に結びつくことによって，性別にかかわりなく，誰もが多様な生き方を自らの意思で選択し，個性や能力を発揮することができ，かつ，誰もが安心・安全に豊かに暮らすことができる社会を，計画を通して実現するために，次の重点目標を定めます。

**一人ひとりの人権が尊重され　多様な生き方が選択でき、個性や能力が発揮できる社会づくりと誰もが安心して暮らすことができる社会づくり。**

**５　目　標**

　男女共同参画社会を実現するために，次の９の「目標」とします。

　（１）男女共同参画社会の形成を阻害する社会的制度・慣行の見直し

　（２）男女共同参画を正しく理解し，教育・学習の充実

　（３）生涯を通じた男女の健康の保持・増進

　（４）男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

　（５）生活上の困難や課題に直面する人々が安心して暮らせる環境の整備

　（６）政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

　（７）男女ともに能力を発揮できる就業環境の整備の促進

　（８）仕事と生活の調和を図るための環境づくりの促進

　（９）男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の推進

**６　計画の期間**

　この計画の期間は，平成２７年度から平成３６年度までの１０年間とします。

**第２章　計画策定の背景**

**１　社会経済情勢等の変化**

**（１）少子高齢化の進行と労働力人口の減少**

　　　与論町の人口は昭和１０年の８，６３０人をピークに減少に転じ，平成２２年には５，３２７人となっており，今後，人口減少は進行することがことが予測されています。（「平成２２年国勢調査」より）

　　　年齢区分別人口の推移をみると，年少人口（０～１４歳）や生産年齢人口（

１５～６４歳）は減少する一方，老年人口（６５歳以上）は増加しています。

　　　高齢化率（総人口に占める６５歳以上人口の割合）は平成２６年には３０．９％に上昇し，全国より高い水準で推移しています。

**（２）家族形態等の変化**

　　　高齢者の単独世帯が増加する一方，夫婦と子ども世帯が減少しており，一世帯当たりの世帯人員は減少傾向にあります。

　　　今後は，世帯数が減少し，単独世帯が占める割合が高くなることが予測されます。

　　　また，職場・家庭・地域等への個人の帰属意識の多様化等に伴い，人間関係の　　つながりの希薄化などが予測されます。

**２　国・県の主な動き**

**（１）国の動き**

**①「育児・介護休業法」の改正**

　　　仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため，事業主に対する，３歳未満の子を養育する労働者の短時間勤務制度や所定外労働の免除の義務化，男性の育児休業の取得促進などを内容とした「改正育児・介護休業法」が，平成２２年６月から施行されました。

**②「仕事と生活の調和憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定**

　　　平成２２年６月には，施策の進捗や経済情勢の変化を踏まえ，「仕事と生活の調和憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」にディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）や「新しい公共」などの新しい概念や考え方や，男性の育児休業等取得促進に向けた環境整備及び労働者の健康確保・メンタルヘルス対策などの新たな取組が盛り込まれました。

**③「第３次男女共同参画基本計画」の策定**

　　　平成１１年制定の「男女共同参画社会基本法」施行後１０年間の反省を踏まえ，我が国における男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう，実効性のあるアクションプランとして平成２２年１２月に「第３次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

**④「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画」の策定**

　　　平成２４年６月には，女性の活躍によって我が国の経済再生を図るため，男性の意識改革，思い切ったポジティブ・アクション(積極的改善措置)，公務員からの率先した取組の３つを柱とした「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画～働く「なでしこ」大作戦～が取りまとめられました。

**（２）県の動き**

**①「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」の改定**

　　　平成１９年７月の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の改正，平成２０年１月の国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」の見直し，及びこれまでの鹿児島県の取組状況を踏まえ，平成２１年３月に「配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」が改定されました。

**②「鹿児島の男女の意識に関する調査」の実施**

　　　平成２３年５月から６月にかけて，男女平等や男女の人権，家庭・地域など対する県民の意識と実態を把握することを目的として，２０歳以上の県民を対象に「鹿児島の男女の意識に関する調査」が実施されました。

**③「鹿児島県男女共同参画基本計画」（第１次計画）の中間評価の実施**

　　　第１次計画における関連施策の取組状況及び数値目標の達成状況，各種統計調査や「鹿児島の男女の意識に関する調査」の結果等を踏まえて，同計画の進捗状況について中間評価が行われました。

**④　第２次鹿児島県男女共同参画基本計画の策定**

　　　これまでの施策の成果と課題を踏まえ、男女共同参画社会づくりを一層推進していくため、今後の５年間を計画期間とする「第２次鹿児島県男女共同参画基本計画」が平成２５年３月に策定されました。

**第３章　計画の内容**

**目標別施策の方向と概要**

**目標１　男女共同参画社会の形成を阻害する社会制度・慣行の見直し，意識の改革**

**現状と課題**

　　　社会の制度や慣行は，それぞれの目的や経緯を持って形成されてきたものではありますが，その中には，男女共同参画の視点から見た場合，明示的に性別による区分を設けていなくても，男女の置かれている立場の違いなどを反映して，結果的に男女に中立に機能しないことにより，個人の生き方を制約したり，個性や能力の発揮を妨げ，本来尊重されるべき性別にかかわらない多様な生き方の選択を阻害し，男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっているものがあります。

　　　このような制度や慣行は，多くが固定的な性別役割分担に基づき形成されており，暮らしの隅々に関わっていることから，人々の意識に大きな影響しています。

　　　平成２６年に実施した町民意識調査によると，「夫は外で働き，妻は家庭を守るべきである」という固定的性別役割分担意識は依然として根強く，女性より男性の方がその傾向が強くなっています。その一方，社会通念，慣習・しきたりなどで，多くの人が，男性の方が優遇されていると感じており，依然として男女の地位の不平等感が存在します。

　　　このようなことから，町民生活を支える町の施策や人々の活動の場である家庭や職場，学校，地域等における慣行について，固定的性別役割分担意識を助長したり，性別により機会の不平等をもたらすものではないか等を点検し，見直しを進める必要があります。

　　　また，男女共同参画の視点から見直されるべき社会制度や慣行の見直しに向けた主体的な行動が町民の中で広がるよう，男女共同参画社会の形成に必要な知識の普及を図るため，積極的な広報・啓発を推進する必要があります。

**施策の方向と概要**

**１　男女共同参画の視点に立った制度や慣行の見直し**

　　　家庭，職場，学校，地域等における社会制度や慣行のうち，男女の社会における活動の選択に中立的でない影響を及ぼすものについて，見直しを促進します。

　　　また，性別による差別的な取扱いや性別に起因する人権侵害等により男女共同参画社会の形成を阻害するおそれのある施策については，迅速かつ適切な見直しを行います。

**（１）男女共同参画の推進に関する施策の総合的・計画的実施**

　　　町が実施する男女共同参画の推進に関する施策について，毎年度，男女共同参画の視点を踏まえた進行管理を行い，必要に応じた見直しを行います。

**（２）町民の意見を反映させた男女共同参画関連施策の策定・実施**

　　　町が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策については，町民の意見を反映します。

**（３）社会的性別に配慮した相談体制**

　　　社会的性別に起因する町民の様々な問題や悩みに対応するため，県のあらゆる分野の相談窓口の活用と町の相談窓口においても，男女共同参画の視点を踏まえた相談体制の充実を図ります。

**２　広報・啓発活動を通じた男女共同参画についての理解促進**

　　　男女共同参画社会の形成を阻害する固定的性別役割分担意識を解消し，男女共同参画に関する理解を深め，定着させるため，性別にかかわらずあらゆる年齢層に対して，様々な機会を通じて，広報・啓発活動を展開します。

　　　その場合，特に，男性に対する積極的な働きかけを行い，男女共同参画社会は，多様な生き方を尊重し，男性にとっても暮らしやすい社会であることの理解を促進するとともに，地域や家庭への男性の主体的な参画を促進します。

**（１）広報活動を通じた男女共同参画に関する普及・啓発**

　　 「広報よろん」をはじめ，与論町ホームページ等の広報媒体を活用し，男女共同参画社会形成のための普及啓発活動を展開します。

**（２）男女共同参画の理解を深めるための普及・啓発と情報提供**

　　　｢男女共同参画週間｣や「女性に対する暴力をなくす運動」，「人権週間」等の様々な機会を捉え，男女共同参画の理解を深める普及啓発活動を展開するとともに，関連する情報を積極的に提供します。

　　　また，それらの効果的な手法・手段の工夫を行います。

**（３）町職員の男女共同参画に関する理解促進**

　　　町民生活に係る施策の策定・実施を担う町職員の男女共同参画意識は，それらの施策を通して本町における男女共同参画社会の形成に直接影響を及ぼすことから，全ての町職員が男女共同参画について正しく理解するために研修を実施します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **施策の方向及び概要** | **具体的施策** | **所管課・局** |
| １　男女共同参画の視点に立った制度や慣行の見直し |
| （１）男女共同参画の推進に関する施策の総合的・計画的実施 | 男女共同参画社会の形成に配慮した施策の策定・実施 | 総務企画課関係各課・局 |
| 男女共同参画基本計画に基づく施策の進行管理 | 総務企画課関係各課・局 |
| （２）町民の意見を反映させた男女共同参画関連施策の策定・実施 | 男女共同参画に関する町の施策に対する町民の申し出への対応 | 総務企画課関係各課・局 |
| （３）社会的性別に配慮した相談体制 | 様々な相談窓口における相談対応 | 関係各課・局 |
| ２　広報・啓発活動を通じた男女共同参画についての理解促進 |
| （１）広報活動を通じた男女共同参画に関する普及・啓発 | 「広報よろん」「与論町ホームページ」等の広報媒体を活用した男女共同参画の普及・啓発 | 総務企画課 |
| （２）男女共同参画の理解を深めるための普及・啓発と情報提供 | 「男女共同参画週間」を中心とした普及・啓発 | 総務企画課 |
| 人権に対する正しい理解促進のための普及・啓発 | 町民福祉課 |
| （３）町職員の男女共同参画に関する理解促進 | 職場研修の実施 | 総務企画課 |

**目標２　男女共同参画を正しく理解し，社会のあらゆる分野において推進する教育**

**・学習の充実**

**現状と課題**

　　　男女共同参画社会の形成を促進するための基礎となるのが，教育・学習です。

　　　平成２６年の町民意識調査において「社会通念・慣習・しきたりなど」で約７割，「家庭」「職場」「地域社会」で約５から６割近くの人が，男女の地位に不平等を感ている一方，「男性は仕事，女性は家庭」という考え方を約６割の人が肯定的に捉え，依然として固定的性別役割分担意識が根強いことを示す結果が出ています。

　　　この調査結果は，性別による不平等の背景に固定的性別役割分担意識があり，

　　男女共同参画社会の形成を阻害する要因になっているという認識が，十分に浸透

　　していない本町の現状を明らかにしています。

　　　このようなことから，学校，家庭，地域，職場等が相互に連携し，固定的性別

　　役割分担意識を解消し，人権尊重を基盤にした男女平等意識の形成と男女共同参

　　画についての理解の深化を図るための教育・学習に取り組み，その理解を社会全

　　体に広げる必要があります。

　　　特に，これまで当事者意識を持って主体的に男女共同参画についての学習に参加する機会が少なかった男性や子ども，若年層を対象にした積極的な取組が必要です。

　　　中でも，子どもたちを対象とした学校教育や家庭教育におけるこれらの取組は，子どもたちの自己肯定感や自己尊重感を育むとともに，将来を見据えた自己形成につながることから，男女共同参画の視点に立った総合的なキャリア教育と併せて進めていくことが重要です。

　　　また，男女が主体的に多様な生き方や働き方を選択できるよう，ライフスタイルに応じたきめ細やかな支援を行うとともに，これまで性別による社会的制約等によ

り男性に比べて能力を生かす機会が少なかった女性のエンパワメントを促進する必要があります。

**施策の方向と概要**

**１　学校等における人権尊重と男女平等を推進する教育の充実**

　　　教育に携わる人の男女共同参画意識は，子どもたちをはじめ教育を受けている人のその意識に大きな影響を及ぼすことから，教育関係者を対象に男女共同参画を正しく理解し，教育現場で男女共同参画の視点に立った教育を推進するための研修等を実施します。

　　　また，一人ひとりが，人権尊重と男女平等の理念を理解し，自ら人権の主体として自尊感情を持ち，その理念が実践できるよう教育・学習の一層の充実を図ります。

1. **学校教育活動全体を通した人権尊重と男女平等を推進する取組の充実**

　　　学校教育活動や学校の運営全体が，人権尊重と男女平等の理念のもとに行われるための取組を推進します。

**２　家庭や地域における男女共同参画の理解促進**

　　　地域や家庭において，固定的性別役割分担意識を解消し，人権尊重を基盤にした男女平等感の形成を図り，多様な生き方を可能にするため，教育・学習の推進を図ります。

　　　また，人権への意識の芽生えを育む家庭教育の重要性を考慮し，子どもと大人が共に男女共同参画意識の醸成を図れるよう，多様な学びの場づくりを進めます。

1. **地域社会における男女共同参画に関する学習機会の提供**

地域における男女共同参画に関する学習機会を充実させるため，各種団体等が開催するセミナー等へ講師を派遣します。

**３　多様な選択を可能にする教育及び能力開発・学習機会の充実**

　　　固定的性別役割分担意識にとらわれず，男女ともに，自らの個性と能力を発揮して主体的な生き方を選択できるよう，男女共同参画の視点に立った生涯学習・能力開発を推進します。

　　　特に，女性は，妊娠，出産，育児，介護等のライフイベントに左右されて，主体的に長期的な人生設計を描きにくいことからその多様化した学習需要に応え，エンパワメントに寄与するため，生涯にわたって学習することができ，社会参画してその成果を適切に生かすことができる機会の提供や施策の充実を図ります。

**（１）男女共同参画の視点に立った教育の推進と進路・就職指導の充実**

　　　男女共同参画の視点に立った子どもの頃からの教育を推進します。

　　　その際，社会・経済・雇用などの基本的な仕組みや労働者としての権利・義務，仕事と生活の調和の重要性について，理解の促進を図ります。

　　　また，児童生徒一人ひとりが自らの生き方を考え，性別にとらわれることなく，主体的に進路や職業を選択する能力・態度を身に付けるよう，進路指導や職場体験インターンシップなどの体験活動を推進します。

**（２）生涯にわたる学習機会の充実と能力開発の促進**

　　　男女が人生のそれぞれの段階で多様な生き方を選択できるよう，時代に即応し

　　た様々な生涯学習の機会を提供します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **施策の方向及び概要** | **具体的施策** | **所管課・局** |
| １　学校等における人権尊重と男女平等を推進する教育の充実 |
| （１）学校教育全体を通した人権尊重と男女平等を推進する取組の充実 | 生徒や教職員，保護者を対象とした出前講座やセミナーの開催 | 総務企画課教育委員会 |
| ２　家庭や地域における男女共同参画の理解促進 |
| （１）地域社会における男女共同参画に関する学習機会の提供 | 男女共同参画に関する各種講座の開催 | 総務企画課 |
| ３　多様な選択を可能にする教育及び能力開発・学習機会の充実 |
| （１）男女共同参画の視点に立った総合的なキャリア教育の推進と進路・就職指導の充実 | 生徒・学生の主体的な進路選択能力の育成 | 教育委員会 |
| 職場体験の実施 | 教育委員会 |
| （２）生涯にわたる学習機会の充実と能力開発の促進 | 男女のニーズに対応する学習や能力開発の機会の提供 | 総務企画課教育委員会 |

**目標３　生涯を通じた男女の健康の保持・増進**

**現状と課題**

　　　男女共同参画社会の形成に当たっては，心身の健康に関する取組は重要です。

　　男女がそれぞれの性に関わる身体的特徴に理解を深め，心身及びその健康についての正しい知識と情報を入手することにより，主体的に行動し，健康を享受できるよう支援することが必要です。その際，女性は，妊娠や出産の可能性もあるなど，生涯を通じて男女は異なる健康上の問題に直面することについて，十分な配慮が必要です。

　　　しかしながら，若年層を中心とした望まない妊娠や性感染症の実態の背景には，性に関する正しい知識や情報の不足のほか，女性による性についての主体的な判断と行動を阻む社会的性別があり，それに起因する性的暴力の要因となっていることもあります。

　　　そのため，女性が健康な生活を営むことができるよう，女性の生涯を通じた健康を支援するための総合的な取組が必要です。

　　　この背景には，職場での長時間労働，家庭で経済的責任を負っている男性の姿があり，男性自身が「男性としてのあるべき姿」に縛られ，悩みや問題を一人で抱え込み，精神的に孤立している状況があります。このため，男女共同参画の視点を踏まえ，自殺予防も視野に入れた心身の健康支援や中高年男性への意識啓発活動を進める必要があります。

**施策の方向と概要**

**１　生涯を通じた男女の健康支援**

　　　一人ひとりが，生涯を通じて，その健康状態に応じて適切に自己管理を行うために，心身及びその健康についての正しい知識を普及し，相談体制，健 (検) 診体制を充実させるとともに，性別に配慮した医療や健康支援を推進します。

　　　その場合，女性については，思春期，妊娠・出産期，更年期，高齢期等人生の各段階に応じた適切な健康の保持・増進を支援します。

　　　また男性は女性に比べて肥満，喫煙，飲酒等の健康指標が悪く３０代，４０代を中心に長時間労働者が多い状況等を踏まえ「仕事と生活の調和」に関する広報啓発活動を含め，男性の生涯を通じた健康づくりを支援する取組を推進します。

**（１）心身及びその健康についての正しい知識の普及と情報提供**

　　　男女が生涯を通じて，その健康状態に応じて適切に自己管理を行うことができるよう，健康づくりに関する情報を提供します。

　　　特に，女性は妊娠や出産をする可能性もあり，生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することについて，男性を含め広く社会全体の認識を高め，積極的な問題対応の取組が行われるよう気運の醸成を図ります。

**（２）男女の身体的違いやニーズを踏まえた健康づくりの支援**

　　　男女の身体的違いに配慮するとともに男性は女性よりも肥満者や喫煙・飲酒する人の割合が高かったり，自身が思う男性としてのあるべき姿に縛られて悩みや問題を一人で抱え込み，精神面で孤立しやすいことなどの男女の生活習慣や意識，就労生活環境の違いも踏まえ，生活習慣病の予防・改善やメンタルヘルスケアの普及啓発を図ります。

**（３）性別や男女のニーズに応じた医療，健(検)診及び相談の環境整備**

　　　性別に応じた的確な医療や健康支援を受けられるよう普及啓発を図ります。

　　　また，女性特有のがんである乳がんや子宮がんの早期発見・予防のための普及啓発や，がん検診受診率の向上に取り組むとともに，女性が受診及び相談しやすい環境の拡充に取り組みます。

　　　特定健康診査・特定保健指導については，健診結果に関する男女別の評価を行うことにより，きめ細かな施策の推進を図ります。

**（４）食育の推進**

　　　食生活やこれを取り巻く環境が急激に変化する中で，栄養の偏りや食習慣の乱れがみられ，健康への影響が懸念されていることから，性別にかかわらず誰もが，食に関する知識と食を選択する力を習得し，健全な食生活を実践する能力を育むため，食育に関する施策を推進します。

　　　その際，若い女性のやせすぎや貧血，中高年の肥満の予防，男性の家事や健康管理の能力向上にも配慮します。

**２　妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進**

　　　女性がどの地域においても安心・安全に妊娠・出産ができるために，医療体制

　　の整備や経済的支援の充実を図ります。

　　　また，妊娠・出産等，性と生殖に係る相談や教育に携わる医療・教育関係者等は，男女共同参画の正しい理解のもと，性と生殖に関する健康と権利の重要性について，町民への理解の浸透に取り組みます。

　　　特に，学校においては男女共同参画の視点を踏まえ，望まない妊娠を防ぐという観点からも，子どもたちが性について正しく理解し適切な行動を取ることができるよう，家庭・地域と連携し，発達段階に応じた性教育を実施します。

　　　その際，性に関する商業的な情報や不正確な情報にまどわされないよう，情報を主体的に読み解くための教育や，性的暴力を防止し男女の対等な関係を築くための人権教育を併せて行います。

　**（１）妊娠・出産期における健康管理の充実**

　　　妊婦等に対して早期の妊娠届出を促すことなどにより，妊娠・出産期の健康管理の充実を図ります。

**（２）妊娠・出産に関する支援の充実**

　　　妊婦健診・出産に係る経費について，経済的負担の軽減を図るため，交通費や宿泊費に対する助成や出産一時金の支給を行います。

**（３）性に関する正しい知識の普及**

　　　子どもたちが，性に関して正しい知識を身に付け，適切な行動を取ることができるとともに，自己を含め一人ひとりの生命と人権を尊重し，相手を思いやり，対等で良好な人間関係を築いていくことができるよう，学校が，家庭や地域と連携し，学校教育活動全体を通じて人権と男女共同参画の視点に立った性教育に取り組みます。

**３　性感染症，薬物乱用，喫煙・飲酒対策の推進**

　　　性感染症は誰もが感染する可能性があることから，若年男女を中心に，予防から治療までの総合的な対策を推進します。

　　　また，薬物乱用は本人の心身の健康をむしばむのみならず家庭崩壊や犯罪の原因になりかねない行為であります。

　　　さらに，喫煙や飲酒の健康への影響について情報提供に努めるとともに，受動喫煙防止対策を推進します。

**（１）性感染症の予防から治療までの総合的対策の推進**

　　　性感染症の予防に関する正しい知識を身に付け，適切な行動ができるよう，学校における教育や地域における啓発活動を推進します。

**（２）薬物乱用防止対策の推進**

　　　薬物乱用を許さない社会環境を形成するため，薬物乱用の影響について，正しい知識を広く町民に普及するとともに，学校における薬物乱用防止教育の充実を図ります。

**（３）喫煙・飲酒対策の推進**

　　　喫煙，飲酒について，その健康被害に関する正確な情報の提供を行います。特に女性については，喫煙や過度の飲酒が胎児や生殖機能に影響を及ぼすことなど十分な情報提供に努めるとともに，未成年者の喫煙，飲酒については，家庭，学校，地域が一体となってその予防に取り組みます。

　　　また，職場や公共の場所における受動喫煙防止対策の普及促進を図ります。

**４　健康づくりのための生涯にわたるスポーツ活動の推進**

　　　生涯を通じて心身ともに健康で活力ある生活を送るため，性別，年齢，障害の有無等にかかわらず全ての人がスポーツを行うことができる環境整備を行います。

**（１）男女を問わずスポーツに親しむことができる環境整備**

　　　地域において，男女を問わずスポーツに親しむことができる環境を整備します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **施策の方向及び概要** | **具体的施策** | **所管課・局** |
| １　生涯を通じた男女の健康支援 |
| （１）心身及びその健康についての正しい知識の普及と情報提供 | 健康に関する情報提供や健康相談等の実施 | 町民福祉課 |
| 思春期から更年期にいたる女性に対し，女性の健康に関する相談援助体制の整備 | 町民福祉課 |
| （２）男女の身体的違いやニーズを踏まえた健康づくりの支援 | 健康づくりを支援する社会環境の整備 | 町民福祉課 |
| 生活習慣病の予防・改善の取組 | 町民福祉課 |
| こころの健康づくりに関する普及・啓発，相談対応 | 町民福祉課 |
| 自殺防止のための総合的な取組 | 町民福祉課 |
| （３）性別や男女のニーズに応じた医療，健（検）診及び相談の環境整備 | 女性が受診，相談しやすい医療機関等の拡充 | 町民福祉課 |
| がん検診の普及啓発と検診受診率の向上の取組 | 町民福祉課 |
| （４）食育の推進 | 地域や学校等における食育の推進 | 町民福祉課教育委員会 |
| ２　妊娠・出産等に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進 |
| （１）妊娠・出産期における健康管理の充実 | 妊婦健診の適正な受診と早期の妊娠届けの推奨 | 町民福祉課 |
| 妊娠・出産期における女性の健康管理の充実 | 町民福祉課 |
| （２）妊娠・出産に関する支援の拡充 | 妊娠・出産に係る相談援助体制の整備 | 町民福祉課 |
| 妊娠・出産に係る経費の助成 | 町民福祉課 |
| （３）性に関する正しい知識の普及 | 学校における健康教室の実施 | 町民福祉課教育委員会 |
| 学校教育全体を通じた性に関する指導の実施 | 町民福祉課教育委員会 |
| ３　性感染症，薬物乱用，喫煙・飲酒対策の推進 |
| （１）性感染症の予防から治療までの総合的対策の推進 | 学校における性感染症に関する教育の推進 | 町民福祉課教育委員会 |
| （２）薬物乱用防止対策の推進 | 学校における薬物乱用防止のための教育の実践 | 町民福祉課教育委員会 |
| （３）喫煙・飲酒対策の推進 | 喫煙・受動喫煙防止対策の取組 | 町民福祉課 |
| 喫煙・飲酒が健康に及ぼす影響に関する情報提供 | 町民福祉課 |
| 学校における喫煙・飲酒予防のための正しい知識の普及 | 町民福祉課教育委員会 |
| ４　健康づくりのための障害にわたるスポーツ活動の推進 |
| （１）男女を問わずスポーツに親しむことができる環境整備 | 地域における生涯スポーツ環境の整備 | 町民福祉課教育委員会 |

**目標４　男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶**

**現状と課題**

　　　すべての人には，安心，安全に暮らし，自分の生き方を自分で選び取り，人生を豊かに生きる権利がありますが，その基本的な人権を侵害するものとして，様々な暴力があります。

　　　そのうち，配偶者等からの暴力やストーカー行為，セクシュアル・ハラスメント，性犯罪，人身取引等の暴力の被害者の多くは女性です。

　　　その背景には女性に対する差別や偏見があり，これらの暴力の根絶は，男女共同参画社会を形成する上での喫緊の課題です。

　　　そのため，「配偶者暴力防止法」や「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法」という。）における，セクシュアル・ハラスメント防止規定，その他法制度に基づき，社会的な取組が進められてきたところです。

　　　しかしながら，暴力は依然として存在し，命に関わる重大事件も発生しており，被害者は，心身ともに大きなダメージを受け，それによって，就業その他社会活動に困難を抱えています。

　　　平成２６年に実施した町民意識調査によると，女性の約４人に１人は配偶者等から身体的暴力を受けたことがあると答え，深刻化が懸念されるところです。また，配偶者や交際相手等からの暴力を受けた経験のある被害者の多くは，「どこ（だれ）にも相談しなかった（できなかった）」と回答しており，暴力が潜在化・深刻化しやすい傾向にあります。

　　　こうしたことから，暴力の背景や構造について正しい理解を広め，啓発活動等を実施し，暴力を許さない意識の醸成を図るとともに，相談員の人材育成等相談体制の充実をはじめ被害者が相談しやすい環境づくりを進め，被害の潜在化を防止する必要があります。

　　　また，関係機関・団体との連携を強化し，被害者の立場に立った迅速かつ適切な対応に努め，総合的で切れ目のない被害者支援を行う必要があります。

**施策の方向と概要**

**１　暴力の根絶に向けた社会基盤づくり**

　　　暴力は，決して許されるものではないことから，暴力を生み出す社会構造や人々　　の意識に働きかけ，暴力を許さない社会を実現するため，地域，職場，学校，家庭など社会のあらゆる分野において，人権意識や男女平等意識を高める教育や啓発に取り組みます。

　　　暴力の形態に応じた防止策や被害者支援などの取組を総合的に推進します。

**（１）暴力を容認しない意識の醸成と環境づくり**

　　　関係機関・団体と協働して広報・啓発活動を実施し，暴力は許さないという意識の醸成を図ります。

　　　また，暴力の予防・防止の観点から，安全に関する情報を提供し，地域に密着した防犯活動を促進します。

**（２）子どもや若年層の間で起きる暴力を予防する啓発の推進**

　　　子どもたちに対して，暴力は許さないという意識を持ち，一人ひとりの人権を尊重した対等な人間関係を築くための情報を提供します。

　　　また，交際相手からの暴力を予防・防止するため学校関係者や生徒・学生，保護者等を対象にした研修会の開催などに取り組みます。

**（３）暴力被害者の総合的支援体制の整備**

　　　暴力の形態に応じた被害者の相談対応の充実や，支援に向けた関係機関や民間団体との連携・協力体制の強化を図ります。

　　　また，被害者を支援する機関や制度等に関する情報が必要な被害者に届くように，情報の提供の充実に努めます。

**２　配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進**

　　　配偶者等からの暴力に対する社会の認識は，平成１３年の「配偶者暴力防止法」の制定以降高まったとはいえ，未だ十分ではなく，周囲や相談窓口における心無い言葉により被害者が更に傷つけられてしまうこと（二次被害）もあります。このため，被害者の人権擁護の視点に立ち，配偶者等からの暴力についての正しい理解を社会に浸透させるための啓発活動や暴力の防止に取り組みます。

1. **総合的施策の推進と関係機関・団体等との連携・協力体制の充実**

　　　配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に総合的に取り組み，町の実情に応じた配偶者等からの暴力対策が積極的に行われるよう，庁内連絡体制の整備等に取り組みます。

**（２）被害者の早期発見のための環境づくり**

　　　地域において，日常生活でかかわりを持つ人々の間で，被害者を早期に発見し，適切な支援に結びつけていくことができるよう，配偶者等からの暴力の現状や特性，被害者保護の制度についての研修会の開催や情報提供等を行います。

**（３）被害者の安全の確保**

　　　身の安全を確保するため保護する必要がある被害者については，関係機関が連携協力して適切な保護に結びつけます。

　　　また，被害者の保護を行う関係機関においては，被害者が安心して心身の回復を図ることができるよう，サポート体制や加害者の追跡を想定した警備体制の充実を図ります。

　　　併せて，被害者の関係者や支援者の安全確保にも努めます。

**（４）被害者の心身の健康回復と自立の支援**

　　　被害者が心身の健康を回復するため，医療関係者や心理専門職と配偶者暴力相談支援センター等と連携して，専門的ケアを行うほか，講座や自助グループを活用し，被害者自身が被害経験を乗り越える力をつけ，あるいはその力を回復することを支援します。

**（５）相談員等の養成による相談体制の充実**

　　　相談機関等において被害者の二次被害を防止し，適切な相談対応が行われるよう，研修会を実施し，配偶者等からの暴力に対する深い理解と専門的な対応技術を身につけた相談員等を養成します。

**（６）家庭内の暴力により心理的外傷を受けた子どもへの支援**

　　　子どもが育つ家庭環境に配偶者に対する暴力が存在することは，児童虐待にあたり，子どもの成長に深刻な影響を及ぼします。学校（幼稚園を含む。）保育所，保健・医療機関，福祉事務所の職務関係者や周囲の様々な立場の人は，その環境にある子どもを早期に発見し，配偶者暴力相談支援センターや児童相談所によるケアにつなぐとともに，それら関係機関が連携し，被害を受けている親子の安全確保や心身の回復等を支援します。

**（７）交際相手からの暴力への対応**

　　　交際相手からの暴力の被害者を発見しやすい立場にある教育関係者や保健医療関係者等を対象に，交際相手からの暴力に関する理解を深め，若年層が相談しやすい環境づくりと相談対応の充実を図るための研修等を実施し，被害者の早期発見と安全確保を含めた適切なケアを行います。

**（８）ストーカー行為等への厳正な対処等**

　　　「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）に規定する

ストーカー行為等の被害者に対して，同法に基づく援助や各種被害防止策を実施し，関係機関が連携を強化して，被害者を支援します。

**３　性犯罪への対策の推進**

　　　性犯罪は，被害者の尊厳を深く傷つけ，心身に大きなダメージを与える決して許されない行為です。関係法令に基づき適切に対処するとともに，被害者の心情に配慮した適切な対応を推進します。

**（１）性犯罪への適切な対処と性犯罪防止のための環境づくり**

　　　性犯罪については，適切に対処するとともに，被害者が安心して被害を届け出ることができる環境を整備します。

　　　また，売買春等に関する関係法規の周知，性に関する情報の氾濫や性を売り物とする営業などにおける不法なケースや卑猥な広告等の取締り・排除活動を推進し，性犯罪を防止します。

**（２）被害者への支援・配慮**

　　　警察において，被害者の心情に配慮した事情聴取や情報提供，病院への付き添い等の支援を行います。その際は，被害女性には女性の職員が対応するなど配慮するほか，関係機関との連携により被害者の負担の軽減を図ります。

　　　また，被害者の対応に当たる職務関係者に対し適切な対応を確保するための研修等を実施します。

**４　子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進**

　　　子どもに対する性的な暴力（性的虐待を含む。）は，その尊厳を踏みにじる犯罪であり，子どもに深刻な身体的苦痛や被害をもたらすとともに，精神的にも深刻な影響を与え，その後の成長発達に大きな傷跡を残すなど，本人その家族をはじめとした関係者に重大な影響を及ぼします。また問題が潜在化しやすい傾向があります。

その防止について，広く啓発するとともに，被害を受けている子どもの早期発見と適切な支援を行うため，児童相談所，保健・医療機関，学校，民間団体等が連携・協力を図ります。

**（１）被害を受けた子どもの早期発見・相談・支援**

　　　性的な暴力の被害，特に身近な者からの被害については潜在化・深刻化しやすいことから，学校や児童福祉施設など子どもに直接接する業務を行う施設において，子どもが相談しやすい環境を整備し，性的な暴力の兆候を把握して，早期発見に努め，心身に被害を受けた子どものプライバシーに十分配慮して，関係機関と連携した適切な支援を行います。

**（２）児童ポルノ対策の推進**

　　　児童ポルノは，児童への性的暴力を伴うばかりでなく，インターネット上に画像が流出することにより，児童を性の対象とする風潮を助長する大きな要因となっています。

　　　児童の権利を守るため，警察関係機関と連携し児童ポルノの根絶に努めます。

**５　セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進**

　　　セクシュアル・ハラスメントは個人的問題として矮小化され，潜在化する傾向にあります。職場や学校，地域等における男女の上下関係や力関係など男女が置かれている状況を背景とした社会の構造的問題であるという理解を広め，その防止対策や被害者支援などの取組を総合的に推進します。

**（１）雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の促進**

　　　職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止が盛り込まれた男女雇用機会均等法及び同法に基づいて定められた事業主が雇用管理上講ずべき措置の周知を図り，相談体制の充実を図ります。

**（２）学校の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進**

　　　学校現場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策については，文部科学

　　省「セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規定」に基づき，管理職等を

　　対象とした研修の実施や苦情処理体制の整備など防止の取組を推進します。

**（３）社会におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進**

　　　医療機関や介護施設，地域などにおいても，セクシュアル・ハラスメントが起

　　きていることから，その根底にある差別意識の解消に向けた啓発を進めます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **施策の方向及び概要** | **具体的施策** | **所管課・局** |
| １　暴力の根絶に向けた社会基盤づくり |
| （１）暴力を容認しない意識の醸成と環境づくり | 「女性に対する暴力をなくす運動」を中心とした広報・啓発 | 町民福祉課 |
| 子どもに対する暴力の根絶に向けた広報・啓発 | 町民福祉課 |
| （２）子どもや若年層の間で起きる暴力を予防する啓発の推進 | デートＤＶ防止のための予防啓発 | 町民福祉課 |
| 子どもや若年層への暴力予防啓発の取組 | 町民福祉課 |
| 暴力を許さない人権教育の推進 | 町民福祉課 |
| （３）暴力被害者の総合的支援体制の整備 | 犯罪被害者に対する相談対応，カウンセリング | 町民福祉課 |
| ２　配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進 |
| （１）総合的施策の推進と関係機関・団体等との連携・協力体制の充実 | 配偶者暴力防止のための総合的な施策の実施 | 町民福祉課 |
| （２）被害者の早期発見のための環境づくり | 地域における配偶者等からの暴力についての啓発や情報提供 | 町民福祉課 |
| 民生委員・児童委員，人権擁護委員，育児・介護サービス提供者による早期発見・対応 | 町民福祉課教育委員会 |
| 保健・医療，学校（幼稚園を含む。），保育所等における早期発見・対応 | 町民福祉課教育委員会 |
| （３）被害者の安全確保 | 被害者の保護及び再発防止 | 町民福祉課 |
| 配偶者暴力相談支援センター及び警察における被害者に対する保護命令制度等安全確保のための各種制度の情報提供と利用支援 | 町民福祉課 |
| （４）被害者の心身の健康回復と自立の支援 | 配偶者暴力相談支援センターにおける相談対応，情報提供及び助言等による自立支援 | 町民福祉課 |
| 公営住宅への優先入居の実施 | 建設課 |
| （５）相談員等の養成による相談体制の充実 | 相談員等への研修実施 | 町民福祉課 |
| （６）家庭内の暴力により心理的外傷を受けた子どもへの支援 | 児童相談所における子どもへの支援 | 町民福祉課教育委員会 |
| 学校等における子どもに対する対応 | 教育委員会町民福祉課 |
| （７）交際相手からの暴力への対応 | 被害者への相談対応と教職員等に対する研修の実施 | 町民福祉課教育委員会 |
| （８）ストーカー行為等への厳正な対処等 | 警察と連携した被害の発生防止の措置 | 総務企画課町民福祉課 |
| **施策の方向及び概要** | **具体的施策** | **所管課・局** |
| ３　性犯罪への対策の推進 |
| （１）性犯罪への適切な対処と性犯罪防止のための環境づくり | 性犯罪防止の広報・啓発 | 総務企画課 |
| （２）被害者への支援・配慮 | 関係機関等における被害者の支援体制の整備の促進 | 総務企画課町民福祉課 |
| ４　子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進 |
| （１）被害を受けた子どもの早期発見・相談・支援 | 関係機関の連携等による虐待の早期発見と早期対応の体制づくり | 町民福祉課教育委員会 |
| 被害を受けた子どもの相談・支援等 | 町民福祉課教育委員会 |
| 防犯・安全対策の強化 | 総務企画課教育委員会 |
| （２）児童ポルノ対策の推進 | 児童ポルノ事案の被害防止対策の推進 | 教育委員会総務企画課 |
| ５　セクシャル・ハラスメント防止対策の推進 |
| （１）雇用の場におけるセクシャル・ハラスメント防止対策の促進 | 広報誌による法制度の普及・啓発 | 総務企画課 |
| 職員を対象としたセクシャル・ハラスメント防止研修の実施と相談体制の整備 | 総務企画課 |
| （２）教育の場におけるセクシャル・ハラスメント防止対策の推進 | 教育関係者を対象としたセクシャル・ハラスメント防止研修の実施，再発防止及び被害者の相談・精神的ケア体制の整備等 | 教育委員会町民福祉課総務企画課 |
| （３）社会におけるセクシャル・ハラスメント防止対策の推進 | 医療・社会福祉施設やスポーツ分野等における，セクシャル・ハラスメント防止のための意識啓発等 | 総務企画課 |

**目標５　生活上の困難や課題に直面する人々が安心して暮らせる環境の整備**

**現状と課題**

　　　単身世帯やひとり親世帯の増加等に伴う家族形態の多様化，非正規労働者の増加など雇用・就業構造の変化，経済社会の急速なグローバル化などが進行する中で，幅広い層で貧困など生活上の困難を抱える人の増加が見られます。

　　　特に，ひとり親家庭や障害のある人，高齢者，女性は，厳しい生活環境や雇用環境に置かれやすい状況にあります。

　　　女性は，出産・育児等により就業を中断する人や非正規雇用者が多いこと，賃金等の男女格差があること，配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントの被害により社会生活に支障をきたすことなどで，男性に比べて貧困など生活上の困難に陥りやすくなっています。

　　　さらに，障害のある女性や外国人の女性などは，女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合が少なくありません。

　　　また，若年層においても，社会的孤立化や未就労・非正規雇用による貧困の問題が深刻化しており，この要因として，経済の低迷により女性にとって厳しい雇用環境が男性にも拡大したことや，固定的性別役割分担意識などもあげられます。

　　　一方，男性の単身世帯や父子世帯，介護中の男性の中には，地域からの孤立等の問題を抱えている人がいますが，その背景には，固定的性別役割分担意識に基づく男性の家庭や地域との関わり方や仕事優先の働き方があります。

　　　また，性的指向や性同一性障害など性別に関する偏見や固定観念等により，困難な状況に置かれ，人権を侵害されている状況にある人々がいます。

　　　そのため，一人ひとりが，自信と誇りと喜びを持って自立した生活を送ることができるよう，人権を尊重し，多様な家族形態やライフスタイルを認め合う意識の醸成や固定的性別役割分担意識の解消が必要です。

　　　併せて，就労の場における均等な機会と公正な待遇の確保，仕事と生活の調和の推進，正規雇用と非正規雇用間の格差是正等非正規雇用の雇用環境の整備，自立した生活を送るための支援等に取り組む必要があります。

　　　なお，災害が発生すると，平時の固定的性別役割分担意識が強化され，男女で異なるニーズや状況が配慮されないことなどが，被災者をさらに困難な状況に追い込み，その回復やまちの復興を遅らせることがあります。

　　　そのため，男性中心の防災分野に女性の参画を拡大するとともに，男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立するよう取り組む必要があります。

　　　このように，様々な困難な状況に直面している人々が，安心して暮らせるようになるためには，社会のあらゆる分野における男女共同参画の視点を踏まえた取組の推進が不可欠です。

　**施策の方向と概要**

　**１　ひとり親家庭等への支援**

　　　ひとり親家庭は，経済，子どもの教育，健康面などで不安が大きく，仕事と家庭の両立が難しいことなどから，個々の状況に応じた子育て，生活，就業，経済面等の総合的な支援を展開します。

　　　特に，若年や未婚その他の理由により妊娠，出産，子育てにおいて困難な状況を抱えた女性や地域で孤立しがちな父子家庭については，その実態やニーズを把握し，子育てや生活等について必要な支援を講じます。

**（１）ひとり親家庭等への経済的支援**

　　　ひとり親家庭に対して児童扶養手当を支給し経済的な支援を実施します。

**２　困難な状況に置かれた若者などの自立に向けた支援**

　　　不登校やひきこもり，ニート，フリーター等の若者が置かれている困難な状況には，固定的性別役割分担意識を背景に，男女によって社会や家族の期待や求める役割が異なることが抑圧的に働いていることがあります。支援に当たっては，性別にかかわらず多様な生き方，働き方を尊重し，個人の個性や能力が発揮できるよう配慮します。

　　　また，配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメント，性犯罪などの暴力被害者の中には，その心身に対する影響により就学や社会参加の困難に直面している人もいることに留意し，暴力の影響についての正しい理解を持って支援を行います。

　　　一方，学校においては，進路指導等で，男女ともに経済的に自立していくことの重要性を認識し，性別によって選択の幅を狭めることなく，長期的な視点に立って人生を展望し，働くことを位置付け，準備できるような教育を推進し，将来に向けた社会人・職業人としての自立を支援します。

　**（１）若年期の自立支援**

　　　学校における不登校やいじめなどの問題に対応するためスクールカウンセラーの活用等による相談体制を整備します。

　　　さらに，「地域若者サポートステーション」で行われる，企業での職場体験や多様な就労支援メニューの情報を提供し，若者の職業的自立を支援します。

**（２）暴力被害者の支援**

　　　配偶者や交際相手等からの暴力，セクシュアル・ハラスメント，性犯罪などの暴力の被害者に対して，精神的な回復や就業による自立支援を関係機関と連携して行います。

**（３）地域から孤立する可能性のある人への支援**

　　　一人暮らし世帯等，地域から孤立する可能性がある人や世帯が，地域で安心して暮らすことができるよう，各種団体が行う見守り活動を支援します。

　**３　高齢者が安心して暮らせる環境の整備**

　　　高齢者の自立した健康で安心な暮らしを支えるために，男女の生活実態や価値観，自らの状況に対する認識，身体機能等の違いに配慮した施策を展開します。

　　　その際は，高齢者の現状が，若い時期からの社会における固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行の影響を大きく受けていることを踏まえた上で，就業や社会参加の支援，経済的自立を支える制度や環境の整備，健康や安全面の生活自立に向けた取組，身体的性別に配慮した医療・介護予防への取組，良質な医療・介護基盤の構築等を進めます。

　**（１）高齢男女の就業促進と雇用の確保**

　　　高齢男女が生きがいを持って就業できるよう，ハローワークやシルバー人材センターと連携して就業情報の提供を行います。

1. **高齢者の生活の自立支援**

　　　本県は，高齢単身世帯や高齢夫婦世帯の割合が全国でも高いことから，高齢者が孤独感や生活への不安を抱えず安心して暮らせるよう，在宅福祉アドバイザーを中心とした見守りによる生活支援など，住民参加により地域全体で高齢者を支える体制づくりを行います。

　　　その際は，高齢男女のニーズや生活実態の違いに配慮します。

　　　また，高齢者の消費者トラブルを未然に防止するため，消費者教育・啓発の充実を図るとともに，高齢者の財産等の権利を保護するための成年後見制度の周知，制度活用の支援，後見人の育成を行います。また高齢者の見守りネットワークの構築等により，被害を防止します。

　　　高齢者の安全・安心に配慮したまちづくりや道路・住宅等の社会基盤整備等に男女共同参画の視点を立てて，高齢者に優しい生活環境の整備を推進します。

1. **男女の身体的特徴や性別に配慮した高齢者の医療・介護基盤の充実**

　　　高齢者を対象とした性差医療や男女の違いに配慮した生活習慣病対策，介護予防対策を推進します。

　　　また，男女を対象に介護知識・技術の普及を図り家族介護の負担軽減を図ります。

　　　その際，介護のための離職等により経済的に困窮したり，地域から孤立する介護者に配慮し，介護に必要な家事等の能力が不足していたり，地域との関わりがほとんどなく支援を求めることができない状況にある男性介護者の抱える問題についても対応します。

　　　一方，高齢者の人権を尊重し，性別に配慮した医療・介護サービスの提供・保健医療施設や介護施設の運営により，医療・介護の質の向上を促進します。

　　　なお，不足する医療・介護を担う人材の確保を図るため，賃金体系や処遇等を見直し，男女とも，生活の安定及び仕事と生活の調和を図ることができるよう，雇用制度や環境の整備を促進するとともに，求職・求人に係る情報提供，職業相談，職業紹介等を推進します。

**４　障害者が安心して暮らせる環境の整備**

　　　男女共同参画の視点を踏まえながら，障害のある人もない人も共に生きる社会の構築を図ります。その際，障害のある女性は，障害に加えて，女性であることで，複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意します。

1. **障害のある男女のニーズに配慮した自立支援と生活環境の整備**

　　　障害者が，必要とする支援を受けつつ，自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として，関係各所と連携した障害福祉サービスや相談支援，地域生活支援の提供体制の整備を進めます。

**（２）男女の身体的特徴や性別に配慮した障害者の医療・介護の充実**

　　　障害者の自立した生活を支え，障害者の抱える課題を解決するため，サービス等利用計画の充実を図り，適切な医療や介護サービスの提供を促進します。

　　　また，障害者虐待の未然防止，早期発見，早期対応を行うため，虐待の背景に留意しながら，情報提供，助言等の必要な支援を行います。

**５　外国人が安心して暮らせる環境の整備**

　　　社会のグローバル化の進展に伴い，本町でも平成２６年３月現在１１名の外国人が暮らしています。

　　　外国人は，言語の問題，習慣や価値観の違い，頼れる身寄りが身近にいないことなどによる孤立化などの困難に加え，女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている場合があるので，そのような状況を踏まえた支援を進めます。

　**（１）複合的な生活上の困難を抱える外国人の女性に対する支援**

　　　外国人の女性の，配偶者等からの暴力や人身取引などの被害が潜在化することを防ぐために普及・啓発を図ります。

また，多言語での情報提供や相談体制の充実を図ります。

**６　その他複合的に困難な状況に置かれている人々の支援**

　　　人権擁護の取組においては，同和問題その他人権を侵害される問題で生活上の困難に直面し，さらに女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々に配慮する必要があります。

　　　また，性的指向や性同一性障害など性別に起因する偏見や固定観念等により困難な立場に置かれている人々の個人の尊厳が保障されるよう，人権教育・啓発等を進めます。

　**（１）同和問題等人権問題の解決**

　　　同和問題その他人権を侵害される問題の解決を図るためには，それぞれの人権

　　問題に複合的に絡まる性別に起因する人権問題の解決が不可欠であり，その認識

　　に立った普及・啓発を行います。

**（２）性的指向や性同一性障害等を理由として困難な状況に置かれている人々への**

**支援**

　　　性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれることがないよう，差別や偏見の解消を目指す人権教育・啓発を推進するほか，人権を侵害された被害者の救済に取り組みます。

**７　子どもが安心・安全に暮らせる環境の整備**

　　　子どもたちが安心・安全に暮らし健やかに成長できるよう，暴力の根絶に向けた環境づくりや医療体制の整備を行います。また，子どもへの貧困の連鎖を断ち切るなど，社会全体で子どもを支える取組を進めます。

**（１）子どもに対する虐待や性犯罪等の暴力の根絶**

　　　子どもに対する虐待や性犯罪等の暴力を根絶するための体制整備，予防啓発等の充実を図ります。

　　　また，援助交際・児童買春を予防するための教育や携帯電話等のフィルタリングの普及・啓発活動などにより，子どもの性犯罪被害を防止するための取組を推進します。

1. **暴力被害者である子どもの早期発見と適切な保護**

　　　学校，児童相談所，警察等が連携して，虐待，性犯罪，児童買春，児童ポルノの認知・把握による事案の顕在化に努め，暴力・虐待等の早期発見・早期対応，被害者である子どもの迅速かつ適切な保護に当たるとともに，加害者の摘発や処罰等に厳正に対処します。この際，家庭内における配偶者間の暴力など児童に著しい心理的外傷を与える言動も児童虐待に当たることに留意します。

　　　また，被害者である子どもの心身の回復を図るため，心身の状況等に十分な配慮をしたカウンセリング等のケアを行います。

**（３）子どもが安心して生活できる環境づくり**

　　　家庭の経済状況等が子どもの進学機会や学習意欲に影響を及ぼし，生活上の困難が世代を超えて継承されることがないよう，就学援助制度を活用し，教育費の負担軽減を進めます。

　　　また，犯罪による子どもの被害を防止するため，学校や家庭，ＰＴＡ等の団体，地域住民，関係機関等が連携し，地域ぐるみで子どもの安全を守る環境の整備を推進するとともに，警察には，声かけ，つきまといに関する情報収集及び分析，情報提供を依頼します。

**（４）社会全体で子どもを支える取組の促進**

　　男女が力を合わせて子育てができる環境づくりの実現に向けて，仕事と生活の調和を図る気運の醸成と就業環境づくりを促進します。

　　　一人ひとりの子どもの成長に学校や家庭だけが関わるのではなく，町民みんなが子育てを支え合うという意識を共有し，社会全体で応援するための体制づくりを推進します。

**８　災害により困難に直面する男女のニーズへの配慮と女性の参画拡大による防災・災害復興対策の推進**

　　　東日本大震災等の検証において，被災時には，平時の固定的性別役割分担が強化され，増大した家庭的責任が女性に集中する一方，男性には復興作業の負担がかかり，避難所の運営が主に男性によって行われ，女性や子育て家庭のニーズが反映されないなどの問題が明らかになりました。

　　　このような問題を解決し，地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により，地域の防災力向上を図るため，防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し，男女共同参画の視点を踏まえて防災体制を確立する取組を推進します。

1. **防災分野の政策・方針決定過程や防災現場における女性の参画拡大**

　　　防災分野における政策・方針決定過程に女性の参画を拡大するとともに，女性の消防団員の確保等防災現場における女性の参画拡大に向けた取組を促進します。

**（２）男女共同参画の視点を踏まえた防災・災害対応**

　　　被災時においては，女性の参画を推進し，固定的性別役割分担意識の解消に留意しながら，女性専用の物干し場，更衣室，授乳室の設置，安全やプライバシーの確保等，男女双方や子育て家庭のニーズ等に配慮した避難所の運営に努めるなど，「与論町地域防災計画」に基づいた防災対策を推進します。

　　　また，本町の「地域防災計画」及び「避難所管理・運営マニュアル」等の災害　　　　に関する各種マニュアル等には，男女共同参画の視点を踏まえるよう助言等を行います。

　　　さらに，災害ボランティア活動においては，ボランティアの安全の確保など男女共同参画の視点に配慮がなされるよう働きかけます。

**（３）女性，高齢者，外国人等にも配慮した防災教育及び防災情報提供の促進**

　　　高齢者，障害者，外国人，乳幼児，妊産婦等にも配慮して，防災教育や防災知識の普及，防災情報の提供の促進に努めます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **施策の方向及び概要** | **具体的施策** | **所管課・局** |
| １　ひとり親家族等への支援 |
| （１）ひとり親家庭等への経済的支援 | 児童扶養手当の給付 | 町民福祉課 |
| ２　困難な状況に置かれた若者などの自立に向けた支援 |
| （１）若者期の自立支援 | スクールカウンセラーを活用した相談体制の整備 | 教育委員会 |
| 就業関係の情報提供 | 町民福祉課 |
| （２）暴力被害者の支援 | 暴力被害者の精神的回復と自立に向けた支援 | 町民福祉課 |
| （３）地域から孤立する可能性のある人への支援 | 一人暮らしの世帯等への見守り・支援 | 町民福祉課 |
| ３　高齢者が安心して暮らせる環境の整備 |
| （１）高齢男女の就業促進と雇用の確保 | ハローワークやシルバー人材センター等の就業情報の提供 | 町民福祉課 |
| （２）男女のニーズに配慮した高齢者の生活の自立 | 高齢者等の見守り活動と日常生活支援体制の整備 | 町民福祉課 |
| 高齢者に配慮したまちづくりの整備促進 | 町民福祉課建設課 |
| 高齢者消費者トラブル未然防止対策 | 商工観光課 |
| 成年後見制度の周知・活用支援 | 町民福祉課 |
| （３）男女の身体的特徴や性別に配慮した高齢者の医療・介護基盤の充実 | 介護予防対策の推進 | 町民福祉課 |
| 家庭介護者等の介護負担軽減のための介護支援の充実 | 町民福祉課 |
| 介護負担軽減のための介護知識・介護技術の普及 | 町民福祉課 |
| 介護に関する相談体制の整備 | 町民福祉課 |
| ４　障害者が安心して暮らせる環境の整備 |
| （１）障害のある男女のニーズに配慮した自立支援と生活環境の整備 | 障害者に配慮したまちづくりなど障害者が自立しやすい社会基盤の整備 | 町民福祉課建設課 |
| （２）男女の身体的な特徴や性別に配慮した障害者の医療・介護基盤の充実 | 介護・医療サービスの充実 | 町民福祉課 |
| 相談体制の充実 | 町民福祉課 |
| 障害者の虐待防止のための普及・啓発と相談窓口の設置早期対応に向けた対策の推進 | 町民福祉課 |
| ５　外国人が安心して暮らせる環境の整備 |
| （１）複合的な生活上の困難を抱える外国人に対する支援 | 行政情報・生活情報等の多言語による提供 | 関係各課・局 |
| 暴力の被害者からの相談への対応・保護 | 町民福祉課 |
| ６　その他複合的に困難な状況に置かれている人々の支援 |
| （１）同和問題等人権問題の解決 | 人権相談の充実 | 町民福祉課 |
| **施策の方向及び概要** | **具体的施策** | **所管課・局** |
| （２）性的指向や性同一性障害等を理由として困難な状況に置かれている人々への支援 | 差別や偏見の解消を目指した教育・啓発活動 | 町民福祉課 |
| 人権相談体制や相談・カウンセリング体制等の整備 | 町民福祉課 |
| ７　子どもが安心・安全に暮らせる環境の整備 |
| （１）子どもに対する虐待や性犯罪等の暴力の根絶 | 子どもに対する虐待や性犯罪等暴力を根絶するための体制整備と予防啓発等の充実 | 町民福祉課教育委員会 |
| 援助交際及び出会い系サイト等の利用防止のための教育，啓発活動の推進 | 教育委員会 |
| メディアによる子どもに対する性・暴力表現の流通・閲覧等に関する対策 | 教育委員会 |
| （２）暴力被害者である子どもの早期発見と適切な保護 | 子どもが相談しやすい環境整備と被害児童に対する適切な対応 | 町民福祉課教育委員会 |
| 子どもに関する悩みを抱える家庭からの相談対応 | 町民福祉課 |
| 児童虐待の発生を予防するための保護者等に対する個別相談カウンセリング等の実施 | 町民福祉課 |
| 子どもが被害者となる性犯罪，児童虐待，児童ポルノ及び児童買春事案に対する適切な対処 | 総務企画課教育委員会町民福祉課 |
| （３）子どもが安心して生活できる環境づくり | 世代を超えた貧困の連鎖を防止するため，就学援助制度を活用した教育費の負担軽減 | 教育委員会 |
| 地域ぐるみで子どもの安全を守る環境整備 | 教育委員会 |
| （４）社会全体で子どもを支える取組の促進 | 男女とも子育てに参画できる仕事と家庭の調和の実現に向けた気運の醸成と就業環境の整備の促進 | 総務企画課町民福祉課 |
| 地域全体で子育てや子どもの教育に取り組む体制づくり | 町民福祉課 |
| ８　災害により困難に直面する男女のニーズへの配慮と女性の参画拡大による防災・災害復興対策の推進 |
| （１）防災分野の政策・方針決定過程や防災の現場における女性の参画拡大 | 女性の消防団員の確保 | 総務企画課 |
| （２）男女共同参画の支援を踏まえた防災・災害対応 | 「与論町地域防災計画」の見直し | 総務企画課 |
| 「避難所管理運営マニュアル」の見直し | 総務企画課 |
| （３）女性，高齢者，外国人等にも配慮した防災教育及び防災情報の提供 | 防災に関する知識の普及・学習機会の拡充の促進 | 総務企画課 |

**目標６　政策・方針決定過程への女性の参画拡大**

**現状と課題**

　　　経済その他社会の様々な分野の発展のためには各分野の政策・方針決定過に多様な立場の人が多様な意見を持って参画し，男女双方の意思が公正に反映されることが重要です。しかし，女性は，人口の半分，労働力人口の約４割を占め，社会において様々な活動を担っているにもかかわらず，政策・方針決定過程への参画は低調です。

　　　このような状況を改善するためには，町が率先して女性の参画拡大に向けた取組を進めていくとともに，関係団体等に対する働きかけや支援を行う必要があります。

　　　また，関係機関や団体と連携しながら，女性の人材の育成や各分野で活躍する人材の掘り起こしを進めていくとともに，こうした人材に社会で活躍する機会を提供する必要があります。

**施策の方向と概要**

　**１　行政分野における女性の参画の拡大**

　　　行政のあり方や実施される施策は，町民の意識や生活に大きな影響を及ぼすことから，固定的性別役割分担意識を助長したり，行政サービスの受益と負担に性別によって不均衡や不公平が生じることなく，男女双方の行政ニーズが適切に反映されるよう，その政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ります。

　**（１）町の審議会等委員への女性の登用推進**

　　　町の審議会等委員については，委員の推薦を依頼する団体に協力を要請するなどして，女性の積極的な登用を推進します。

**（２）町における女性の職員の登用等の推進**

　　　研修や人事異動を通じて人材の育成に努め，女性の職員の管理職への登用を推進します。

　　　また，女性の職員の就労継続を支援するため，女性が働き続けていく上での仕事や生活上の悩みや心配事について相談できる体制を整えるとともに，仕事と育児・介護の両立支援制度の活用促進を図り，仕事と生活の調和を実現しやすい環境づくりに勤めます。

**２　雇用分野における女性の参画の拡大**

　　　雇用分野において，女性の参画機会を確保することは，女性の自己実現と経済的自立にとって必要不可欠です。さらにそのことは，労働力の確保にとどまらずこれまでの男性中心の経済活動に多様な視点を取り入れ，新たなサービスを生み出す可能性を広げるなど，経済の活性化にもつながります。このような女性の参画の意義について，社会の理解を広め，企業に対して，女性の登用や女性が働き続けることができる職場環境づくりを働きかけます。

　**（１）企業における女性の参画の促進**

　　　女性の管理職等への登用を促進するなどの積極的改善措置についての普及に努め，企業の先進的取組等についての情報収集・提供を図ります。

**（２）仕事と生活の調和の促進**

　　　男女を問わず，仕事と育児，介護の両立支援制度の活用等により，仕事と生活の調和を実践しやすい雇用環境の整備を促進します。

**３　農林水産業・商工業等自営業の分野における女性の参画の拡大**

　　　農林水産業・商工業等自営業の経営において，女性が果たしている役割や貢献が適正に評価されるとともに，政策・方針決定過程への女性の参画が促進されるよう，普及・啓発を行い，女性の登用を働きかけます。

　　**（１）農林水産業分野における女性の登用促進**

　　　農業委員への女性の登用促進を行うため、選任委員への女性委員推薦の協力依頼や女性の積極的な登用を促す環境づくりに取り組みます。

　　　また，農業協同組合，漁業協同組合に対して，役員等への女性の登用促進について働きかけを行います。

**（２）商工業分野における女性の登用促進**

　　　商工会の役員等への女性の登用促進について働きかけを行います。

**４　その他の分野における女性の参画の拡大**

　　　各種機関や団体，組織において女性の能力が発揮されることは，それぞれの団

　　体や組織，業界や地域の活性化に不可欠であるという認識の醸成を図るとともに，

　　女性のリーダーの育成や方針決定過程への女性の登用を促進します。

**（１）各種機関，団体，組織等における女性の参画促進**

　　　経済団体，専門的職業及び職能団体，業種団体，ＰＴＡ，スポーツ団体，自治会等地域コミュニティ組織の各種機関・団体・組織に対して，女性の能力発揮の重要性について認識を深める啓発を行うとともに，それら団体等における女性の参画状況を把握し，女性の役員等への登用について要請を行います。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **施策の方向及び概要** | **具体的施策** | **所管課・局** |
| １　行政分野における女性の参画の拡大 |
| （１）町の審議会等委員への女性の登用促進 | 委員の推薦を依頼する団体に協力を要請し，女性を積極的に登用する | 総務企画課関係各課・局 |
| （２）町における女性の職員の登用等の推進 | 女性の登用の推進 | 総務企画課 |
| 仕事と育児・介護の両立支援制度の活用促進 | 総務企画課 |
| ２　雇用分野における女性の参画の拡大 |
| （１）企業における女性の参画促進 | ポジティブ・アクションに関する普及・啓発 | 総務企画課 |
| 企業の先進的取組についての情報収集・提供 | 総務企画課 |
| （２）仕事と生活の調和の促進 | 仕事と生活の調和のための取組の促進 | 総務企画課 |
| ３　農林水産業・商工業等自営業の分野における女性の参画の拡大 |
| （１）農林水産業分野における女性の登用促進 | 農業委員への女性の登用促進 | 産業振興課 |
| 農業協同組合役員への女性の登用促進 | 産業振興課 |
| 漁業協同組合役員への女性の登用促進 | 産業振興課 |
| （２）商工業分野における女性の登用促進 | 商工会等役員への女性の登用促進 | 商工観光課 |
| ４　その他の分野における女性の参画拡大 |
| （１）各種機関，団体，組織等における女性の参画促進 | 女性の能力発揮の重要性についての広報・啓発 | 総務企画課関係各課・局 |
| 各団体に対する女性の登用の働きかけ | 総務企画課関係各課・局 |

**目標７　男女ともに能力を発揮できる就業環境の整備の促進**

**現状と課題**

　　　就業は個人の生活に経済的基盤を与えると同時に，自己実現につながるものです。そのため，性別にかかわりなく一人ひとりが，その能力を十分に発揮することができる就業環境を整備することは，人権尊重の視点から極めて重要であるとともに，ダイバーシティの推進による社会・経済活動の活性化という点からも要請されます。

　　　しかしながら，出産前に仕事をしていた女性の半数以上が第１子の出産を機に退職し，その多くが出産・育児期に就業を中断することから，女性の年齢階級別労働力率を表す曲線は，３０代を底としています。（鹿児島県「平成２２年国勢調査」より）また，本町においても，出産・子育て期にあたる年代について労働力率が低下する傾向があります。（与論町「平成２２年国勢調査」より）

　　　そのため，継続して就業できる制度・環境の整備や積極的改善措置を促進し，女性の就業継続や再就職の支援及び登用促進並びに男女の機会と待遇の均等の確保に取り組む必要があります。

　　　非正規雇用は，多様な就業ニーズに応える側面もあるものの，正規雇用を希望しながら非正規で働く人も少なくありません。

　　　女性の雇用者のうち非正規雇用者が過半数を占め，その多くは給与水準が低く，女性が貧困に陥りやすい要因になっていることから，不安定な非正規雇用環境の整備に向けた取組が必要です。

　　　なお，経済の長期的低迷やグローバル化の進展等は男性の雇用環境も不安定化・悪化させ，中高年失業者の増加や若年層への非正規雇用の拡大，長時間労働の常態化による心身の健康状態の悪化など人権尊重の視点から看過できない様々な問題が生じています。この背景にも，一人ひとりの多様な働き方に中立ではない制度や慣行があり，男女ともに安心して働き，暮らしていけるための雇用環境の整備が求められています。

　　　さらに，雇用の分野だけでなく，農林水産業や商工業等の自営業，起業の分野においても，男女が均等な機会と待遇の下で能力を発揮できる環境を整備していく必要があります。

**１　雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保**

　　　雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保を促進し，男女間の賃金や処

　　遇等の格差の解消に向けた女性の就業継続や再就職の支援に取り組みます。

　　　また，多様でかつ柔軟な働き方が選択でき，それぞれの職務や能力に応じた適

　　正な処遇と労働条件が確保されるよう，均等・均衡待遇の促進を図ります。

　**（１）雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保及び非正規労働者の雇用**

**環境の整備促進のための関係法令や諸制度の普及・啓発**

　　　募集・採用，配置・昇進の雇用ステージにおける性別を理由とした差別の禁止を規定する男女雇用機会均等法等関係法令の幅広い周知・啓発を図るとともに，男女間の賃金格差の解消を図るため労使への啓発を推進します。

　　　また，パートタイム労働者などの非正規労働者の雇用条件や雇用環境の整備を促進するため，正規労働者との均衡のとれた公正な待遇の確保や通常の労働者への転換の推進等を規定するパートタイム労働法（「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」）をはじめ関係法令の周知を図ります。

　　　なお，労働関係法令の遵守などにより，非正規労働者をはじめとした労働者の保護を図るとともに，個別労働紛争解決制度の周知により，個別的労使関係の安定化を図ります。

**（２）セクシュアル・ハラスメント防止の取組促進**

　　　労使間や雇用者間のセクシュアル・ハラスメントを防止するため，研修・相談体制の充実など，事業所の積極的な取組を促すとともに，取引先や顧客等の間で起きるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発活動も展開します。

**２　農林水産業・商工業等自営業の分野における就業環境の整備及び女性の経営参画の促進**

　　　農林水産業及び商工業等の自営業において，女性の貢献に見合う適正な賃金を確保し，女性が経済的地位を向上させるとともに，能力を十分発揮するため，研修機会の提供や就業環境の整備を促進し，経営等の方針決定過程への参画を進めます。

1. **農林水産業における就業環境の整備及び女性の経営参画の拡大と人材育成**

　　　農林水産業に従事する女性の家事・育児・介護等の負担の軽減や仕事と生活の

　　調和を促進し，女性が男性と対等なパートナーとして農林水産業経営に参画する

　　ことを実現するために，女性に経営者として必要な知識・技術を習得する機会を

　　提供するとともに，農業分野においては，家族経営協定の締結を推進します。

**（２）商工業等自営業分野における就業環境の整備及び女性の経営参画の人材育成**

　　　商工業等自営業の就業環境を整備し，仕事と生活の調和を促進するとともに，

　　女性の経営における役割や貢献が適正に評価されるよう商工会等を通じた普及啓発を行います。

　　　また，女性の経営等の方針決定過程への参画を促進するため，能力開発の機会

　　提供に努めます。

**３　女性の能力発揮のための支援**

　　　固定的性別役割分担意識を反映した「主たる働き手は男性で，女性は家計を補

　　助するために働く」という慣行に基づく職業観について，解消を図るための啓発

　　を行います。

　　　また，労働者の就業能力の向上や就業希望者の職業選択については，性別にか

　　かわらず個人の能力や個性，希望や意欲を踏まえた意識啓発や情報提供，能力開

　　発等の支援に努めます。

　　　なお，育児や介護を理由に離職した人の再就職は，離職期間が長期にわたる場

　　合が多く，職種によっては職業能力の維持が難しいことや，本人の希望する職種

　　や就業条件と企業の人材ニーズとの適合が困難なことなどから容易ではないため，そのことを踏まえた就労支援を行います。

　**（１）就業継続や再就職の支援**

　　　仕事と生活を両立するための制度等の情報を提供するとともに，仕事や生活の

　　悩みについて相談できる窓口の整備と女性の就業継続を支援します。

　　　また，再就職希望者に対して，必要な情報の提供と子育て中の女性等に対する

　　再就職支援を促進します。

**（２）起業に対する支援**

　　　商工業や農林水産業等で起業を目指す女性を支援するため，必要な知識を習得

　　する機会や取組事例の情報等を提供します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **施策の方向及び概要** | **具体的施策** | **所管課・局** |
| １　雇用の分野における男女均等な機会と待遇の確保 |
| （１）雇用の分野における男女均等な機会と待遇確保及び非正規労働者の雇用環境の整備促進のための関係法令や諸制度の普及・啓発 | 広報誌等による関係法令等の普及 | 総務企画課 |
| 労働問題に関するセミナーの実施 | 総務企画課 |
| （２）セクシャル・ハラスメント防止の取組促進 | セクシャル・ハラスメント防止のための研修 | 総務企画課 |
| ２　農林水産業・商工業等自営業の分野における就業環境の整備及び女性の経営参画の促進 |
| （１）農林水産業分野における就業環境の整備及び女性の経営参画の拡大と人材育成 | 家族経営協定締結の推進 | 産業振興課 |
| （２）商工業等自営業分野における就業環境の整備及び女性の経営参画拡大と人材育成 | 商工会等女性部の活動促進を図る研修会の実施 | 商工観光課 |
| ３　女性の能力発揮のための支援 |
| （１）就業継続や再就職支援 | 就業継続や再就職に関する情報の提供と相談対応 | 総務企画課町民福祉課 |
| （２）起業に対する支援 | 起業のための知識や手法に関するセミナーの開催等各種支援の実施 | 商工観光課産業振興課 |

**目標８　仕事と生活の調和を図るための環境づくり**

**現状と課題**

　　　仕事と生活の調和は，健康や趣味，学習といった個人的領域においても，仕事やボランティア活動等地域貢献活動といった社会的領域においても，自己実現を可能にするとともに，育児や介護を含め家庭生活に家族がともに責任を果たし，安心して暮らしていく上でも重要です。

　　　また，少子高齢化や雇用環境の変容，社会経済のグローバル化等が進展する中で，職場優先の組織風土や長時間労働と性別役割分担を前提とした労働慣行を見直し，仕事と生活の調和の実現を図ることは，政策・方針決定過程への参画の拡大を進める上で不可欠であり，経済社会の持続可能な発展や経済活動の活性化につながるものです。

　　　このため，仕事と生活の調和の実現に向けて，子育てや介護等に係る家族への支援策との密接な連携を図った取組を，事業所や地域の団体等とともに着実に進めるとともに，一人ひとりの意識と行動の改革に働きかける啓発を行っていく必要があります。

**施策の方向と概要**

**１　仕事と生活の調和を図るための社会的気運の醸成と環境整備**

　　　仕事と生活の調和の実現に向けて社会的気運の醸成を図るとともに，長時間労働の抑制や公正な処遇を伴う多様な働き方の普及，男性の家事・育児参画の促進及びそれを可能にする職場環境の整備等を進めます。

　　　なお，雇用の場だけではなく，農林水産業や商工業等自営業の場においても仕事と生活の調和の普及を図ります。

　**（１）仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進**

　　　仕事と生活の調和は，個人生活の充実と経済社会の活性化につながるものであることについて社会的理解を深め，事業所における職場優先の組織風土の変革や，男性を含めた働き方の見直しと固定的性別役割分担意識の解消につながる意識啓発を進めます。

**（２）就業の場における仕事と家庭の両立支援の取組の促進**

　　　「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定の促進を通じ，事業所に対して労働時間の短縮等働き方の見直しや仕事と家庭の両立支援に関する制度の導入・定着を促し，仕事と家庭の両立を可能にする就業環境の整備に努めます。

　　　また，農林水産業や商工業等自営業においても，従事者の仕事と育児や介護との両立など仕事と生活の調和を図るための普及啓発に努めます。

**（３）仕事と子育てや介護との両立のための制度等の普及，定着促進**

　　　育児や介護による休業，短時間や短日数の勤務等，ライフスタイルに応じた多様な働き方が，公正な処遇が確保された上で，主体的かつ柔軟に選択できる環境の整備に向けて普及啓発に努めます。

　　　育児休業制度や介護休業制度，その他仕事と子育てや介護の両立のための関係

　　法令等の周知を図り，事業所におけるそれら関係制度の定着に努めます。

　**２　多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援**

　　　性別や就労の有無にかかわらず，安心して子育てや介護ができる社会の実現に向け，「社会全体で子育て・介護を支える」という基本的な考え方に立って多様化する保育ニーズへの対応，介護支援の充実を図ります。

　**（１）多様化するニーズに対応した保育・介護サービスの充実**

　　　子育て家庭の多様なニーズに対応するため，延長保育，学童保育，病児・病後児保育等の様々な保育サービスの充実を図ります。

　　　また，介護家庭の多様なニーズに対応するため，介護サービスの充実や介護予防の推進を図ります。

**（２）子育て支援拠点施設等の整備**

　　　就業の有無にかかわらず子育て中の親子が相談，交流，情報交換できる地域子育て支援拠点施設の整備を図ります。

　　　また，子どもの就学後も保育ニーズに切れ目なく対応するため，放課後対策の充実を図ります。

**（３）地域住民等の力を活用した子育て・介護環境の整備**

　　　子育て家庭相互や子育て家庭と地域の人々との交流が図られるよう，交流の場の提供や子育てサークル等の取組を促進するなど，子どもが地域社会の中で心豊かに育まれる環境づくりを推進します。

　　　また，地域ぐるみで介護を支える仕組みづくりに取り組みます。

**（４）子育て・介護のための生活環境の整備**

　　　ハード・ソフト両面におけるユニバーサルデザインの推進などにより，子どもと子育て中の人，高齢者とその介護者等が安全で安心して生活ができるまちづくりに取り組みます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **施策の方向及び概要** | **具体的施策** | **所管課・局** |
| １　仕事と生活の調和を図るための社会的気運の醸成と環境整備 |
| （１）仕事と生活の調和に関する意識啓発の推進 | 仕事と生活の調和に関するセミナーの開催 | 総務企画課 |
| （２）就業の場における仕事と家庭の両立支援の取組の促進 | 仕事と子育ての両立支援に取り組む企業の普及促進 | 総務企画課 |
| 妊婦及び子どものいる世帯を地域全体で応援する気運の醸成 | 町民福祉課 |
| 農林水産業や商工業等自営業の従事者の仕事と生活の調和の普及 | 産業振興課商工観光課 |
| （３）仕事と子育てや介護との両立のための制度等の普及・定着促進 | 広報誌等による仕事と生活の両立支援や育児・介護休業取得促進のための労働関係法令や諸制度の普及 | 総務企画課 |
| ２　多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援 |
| （１）多様化するニーズに対応した保育・介護サービスの充実 | 延長保育，休日保育，病児・病後児保育等の実施 | 町民福祉課 |
| （２）子育て支援拠点施設等の整備 | 地域子育て支援の拠点の設置促進 | 町民福祉課 |
| 放課後児童クラブの充実 | 町民福祉課 |
| （３）地域住民等の力を活用した子育て・介護環境の整備 | 要介護高齢者等の地域での介護環境，見守り・支え合い体制の整備 | 町民福祉課 |
| （４）子育て・介護のための生活環境の整備 | 公共施設のバリアフリー化の推進 | 建設課 |
| 安全な道路交通環境の整備 | 建設課 |
| 公園の整備 | 建設課 |

**目標９　男女共同参画の視点に立った地域づくり活動の推進**

**現状と課題**

　　　人々にとって家庭とともに最も身近な暮らしの場である「地域」は，少子高齢化・過疎化の進行，地域社会を取り巻く社会経済情勢の変化に伴う雇用環境の悪化や商店街の衰退，一次産業の担い手不足，経済的困窮や社会的孤立の状態にある生活に困難を抱える人の増加，家庭における育児・介護の困難や暴力・虐待の発生，犯罪や災害の危険など，多くの課題を抱えています。

　　　これら多様化・複雑化する地域課題の解決に，行政のみが公共サービスを提供して対応するあり方から，地域の多様な主体との協働により「新しい公共」を担うあり方が求められています。

　　　これらの活動が確かな地域力の向上と持続可能な地域社会の実現につながるためには，人権尊重と男女平等を基盤とする男女共同参画の視点を通し，性別や年齢，障害の有無等を超えて，様々な立場を生きる人々が共に生きていくことを支える男女共同参画社会の実現に向けた取組が不可欠です。しかしながら，その認識は未だ十分浸透しておらず，地域課題の解決を困難にしています。

　　　また，地域コミュニティにおける組織が世帯単位の慣行や性別による固定的な役割分担意識に基づき運営されると，住民の家族形態やライフスタイルの多様化等に伴う地域社会の変容への対応が困難になり，若い世代や単身者等の地域との関わりが希薄化するだけでなく，地域コミュニティ活動への参加の機会を阻む要因ともなります。

　　　このようなことから，男女共同参画意識や地域コミュニティ意識の醸成を図るとともに，地域課題の解決に向けた実践活動を行う人材や団体の育成・支援を行い，男女共同参画の視点に立った地域づくり活動を推進する必要があります。

　**施策の方向と概要**

**１　男女共同参画の視点に立った地域コミュニティ活動・地域づくり**

　　　性別や世代を超えて多様な立場を生きる人々が地域コミュニティ活動等に参画　　し，地域を支える担い手として活躍できるよう，一人ひとりを尊重する対等な人間関係を基盤に，性別や年齢等で役割を固定することなく，それぞれの個性や能力が発揮できる地域づくりを推進します。

　　　そのため，自治会等の地域活動が行われる場を活用して，「協働」「男女共同参画」の視点を入れた地域づくりについて学習機会を提供します。

1. **地域づくり活動における男女共同参画の視点の導入**

　　　男女共同参画の視点に立った地域づくりについて研修会等を実施するとともに，地域住民，男女共同参画懇話会委員，ＮＰＯ等が協働で行う，男女共同参画の地域づくり活動を支援します。

　**（２）男女共同参画の視点に立った高齢男女の社会参加の促進**

　　　高齢男女が他の世代とともに社会を支える重要な一員として活躍できるよう，　一人ひとりの知識や経験，技能を生かした社会参加を支援します。

**（３）男女共同参画の視点に立った安全・安心なまちづくりの推進**

　　　地域における犯罪の発生を予防するための防犯活動及び高齢者の見守り活動などに，男女双方の幅広い世代の参画を促進します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **施策の方向及び概要** | **具体的施策** | **所管課・局** |
| １　男女共同参画の視点に立った地域コミュニティ活動等様々な地域づくり活動の促進 |
| （１）地域づくり活動における男女共同参画の視点の導入 | 男女共同参画の視点に立った地域づくりについての学習機会の提供 | 総務企画課 |
| 男女共同参画地域推進員やＮＰＯ等による地域課題解決のための実践活動の促進 | 総務企画課 |
| （２）男女共同参画の視点に立った高齢男女の社会参加の促進 | 生きがいづくりの推進 | 町民福祉課 |
| 老人クラブ活動の促進 | 町民福祉課 |
| シニアボランティアの活動支援 | 町民福祉課 |
| （３）男女共同参画の視点に立った安全・安心なまちづくりの推進 | 女性や子どもに対する犯罪の発生を予防するための取組実施 | 町民福祉課総務企画課 |
| 高齢者の見守り活動の促進 | 町民福祉課 |

**重点取組**

**１　子どもの頃から男女共同参画の理解を深めるための教育現場の推進**

　　　性別に焦点を当てた最も身近な人権問題について当事者意識を持って考える男女共同参画の学びを通して，子どもたちには，人権意識や男女平等意識が醸成されることになります。そのことによって，将来を見据えた自己形成の基盤である自己肯定感や自己尊重感が育まれ，多様な生き方・働き方を主体的に選択する力を身につけることになり、いじめや虐待など子どもたちを取り巻く深刻な人権問題の解決にもつながります。

　　　このため，男女共同参画と子どもに係わる課及び局が連携，協働し，子どもたちが男女共同参画の理解を深める取組を学校，家庭，地域が一体となって推進します。

**２　産業分野における女性の活躍の促進**

　　　女性にとって男性同様その能力を発揮する機会を得ることは，個人の自己実現と生活の安定を図る上で不可欠なことです。

　　　また，経済が低迷し，労働人口の減少が進行する中，女性をはじめとする多様な人材が経済活動に参画することは，労働供給を量的に確保するという観点に加えて，グローバル化や消費者ニーズの多様化への対応が迫られている地域経済の活性化にも不可欠であるとともに，持続的に新たな価値を創造することが可能なシステムを構築する上でも必要です。

　　　このため，男女共同参画と様々な産業を所管する課及び局が連携，協働して女性の活躍を促進する取組を推進します。

**３　男性の固定的性別役割分担意識の解消と仕事と家庭・地域活動との調和のため**

**の意識啓発と環境整備**

　　　男女共同参画社会は，多様な生き方を尊重し，全ての人が職場，地域，家庭などあらゆる場面で活躍できる社会であり，男性にとっても暮らしやすい社会です。

　　　固定的性別役割分担意識の解消や男女共同参画の理解を深めるための男性への　　積極的な働きかけは，長時間労働，介護，自死，地域における孤立化など男性が直面する課題に対応し，仕事と家庭・地域生活との調和を実現するためだけでなく，女性のあらゆる分野への参画拡大や雇用環境の改善，女性に対する暴力の根絶を図るためにも必要です。

　　　そのため，男女共同参画・職場教育・社会教育の関係課・局，事業所等が連携して，男性に意識啓発の機会を積極的に提供します。また，問題や悩みを抱える男性を支援するため，相談窓口の充実を図るほか，地域づくりに男性の地域参画を促進する取組を推進します。

**４　女性が働き続けることができ，暮らしていけるための雇用の問題解消等セーフ**

**ティネット機能の充実**

　　　経済の低迷や経済社会のグローバル化，それに伴う雇用環境の悪化等により，貧困に陥る層が拡大していますが，特に女性は，出産･育児等により就業を中断する人や非正規労働者が多いこと，賃金等に男女格差があること，女性に対する暴力が就業など社会参加を困難にしていることなどを背景に，貧困など生活上の困難に陥りやすく，中でも，高齢単身女性や母子世帯は相対的貧困率が高くなっています。

　　　また，障害のある女性や日本で働き生活する外国人女性などは，女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合が少なくありません。

　　　そのため，女性が働き続けることができ暮らしていくことを支えるために，雇用機会の創出・確保を図るほか，家族や地域の持つ相互扶助機能の低下に対応した，セーフティネットの再構築や，個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援を推進します。

**５　配偶者等からの暴力被害者に対する切れ目のない支援の充実**

　　　配偶者（元配偶者や内縁関係にある又はあった者を含む。）からの暴力の被害者の多くは女性であり，加害者は，社会的地位や信用，経済力，腕力などを背景に，様々な暴力の形をとって被害者を支配しようとします。被害者は，結婚や家族に関する社会通念や固定的性別役割分担，被害者に対する社会的支援の不備等，社会の構造的問題や様々な制約の中で，暴力の状況から抜け出すことは困難で，被害は深刻化する傾向あります。

　　　抜け出したとしても，加害者の追跡や子育ての不安等を抱えながら，心身の回復や経済的自立には長い時間を要します。

　　　また，同じく力と支配の構造から起きる交際相手（元交際相手を含む）からの暴力も，被害者の日常生活や学校生活仕事等に深刻な影響を与えています。

　　　そのため，関係課・局が関係機関・団体と連携して，被害者の安全確保，相談対応から保護，自立支援における切れ目のない総合的支援を実施します。

**６　誰もが出番と居場所のある地域づくり活動の促進**

　　　地域コミュニティにおける様々な活動が，特定の性や年齢層等で担われていることにより，住民の価値観やライフスタイル，家族形態の多様化への対応を困難にし，人間関係の希薄化や単身者等の孤立などの問題があります。

　　　これらの解決を図り，一人ひとりが緩やかにつながり合い，支え合い，誰もが出番と居場所がある地域社会を形成していくためには，地域づくりに性別や年齢，障害の有無にかかわらず多様な人々が参画できるよう「一人ひとりの人権の尊重」を基盤とする男女共同参画の視点が不可欠です。

　　　地域コミュニティにおける活動に男女双方の参画を推進し，複雑化・多様化す

　　る地域の課題を解決するために，関係課・局とＮＰＯ等地域の多様な主体が連携協働し，男女共同参画の視点に立った地域づくり活動を促進します。

**第４章　推進のあり方**

この計画を着実に推進するため，町の推進体制を充実・強化し，適切な進行管理を行うとともに，町と町民の協働による取組を進めます。

**１　町の推進体制**

**（１）男女共同参画推進懇話会及び男女共同参画行政推進会議**

　　　男女共同参画懇話会及び男女共同参画推進会議において，基本計画の策定，町の施策の実施状況，苦情・相談の処理状況など男女共同参画の推進に関する基本的事項について調査審議を行い，その結果を積極的に施策に反映します。

　　　また，男女共同参画社会の形成に向けた施策を各課・局が相互に連携を図りながら総合的計画的に推進するため，男女共同参画推進本部において，各課・局の計画の進捗状況を確認し，施策の改善・見直しを積極的に進めます。

**（２）男女共同参画の施策に関する申出制度の適切な運用**

　　　町が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策に対して，町民及び民間団体から申出を受ける制度については，男女共同参画懇話会委員の協力を得て，町民に広く周知し，その活用を促進します。

　　　また，申出があったときは，関係機関と協力して適切に対応するとともに，施

　　策の改善・見直しに反映します。

**（３）施策の進行管理の徹底**

　　　計画に基づく関連施策の実施に当たって，「男女共同参画の視点」が確実に反

　　映されるよう，施策の進行管理を徹底します。

　　　また，その実施状況について，男女共同参画推進会議における協議や男女共同参画懇話会による調査審議を経て，報告書を作成し，公表します。

**（４）計画の評価及び施策への確実な反映**

　　　計画に基づいた関連施策の実施状況について，成果指標を設定するなど総合的

　　な評価の仕組みを確立します。それに基づき適正に評価を実施し，その結果を施

　　策に確実に反映させます。

**２　男女共同参画懇話会委員の連携**

　　　男女共同参画懇話会委員や関係団体と有機的に連携，協働し，男女共同参画

　　社会の形成に取り組みます。

　　　そのうち，男女共同参画推進懇話委員や関係団体については，男女共同参画の

　　視点に立った地域課題解決型実践活動を支援するとともに，その実践例の普及を

　　図ります。

◆関連施策・事業の数値目標

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 内容 | 現状 | Ｈ35年度目標 |
| 「男女共同参画」という用語を知っている人の割合（％） | 65.4(H26) | 100 |
| 男女共同参画をテーマにセミナーを実施した町立小中学校（校） | 1(H26) | 4 |
| 国保に係る特定健康診査受診率（％） | 33.2(H25) | 75 |
| 審議会などの女性登用率（％） | 13.3(H26) | 30 |
| 県男女共同参画地域推進員（人） | 0(H26) | 1 |

資料編

　１　男女共同参画社会基本法

目次　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成１１年法律第７８号

　前文

　第１章　総則（第１条－第１２条）

　第２章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第１３条－第２０条）

　第３章　男女共同参画会議（第２１条－第２８条）

　附則

　我が国においては，日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ，男女平等の実現に向けた様々な取組が，国際社会における取組とも連動しつつ，着実に進められてきたが，なお一層の努力が必要とされている。

　一方，少子高齢化の進展，国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で，男女が，互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い，性別にかかわりなく，その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は，緊要な課題となっている。

　このような状況にかんがみ，男女共同参画社会の実現を２１世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け，社会のあらゆる分野において，男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

　ここに，男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し，将来に向かって国，地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため，この法律を制定する。

**第１章　総則**

（目的）

第１条　この法律は，男女の人権が尊重され，かつ，社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ，男女共同参画社会の形成に関し，基本理念を定め，並びに国，地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに，男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより，男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第２条　この法律において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

(1)　男女共同参画社会の形成　男女が，社会の対等な構成員として，自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され，もって男女が均等に政治的，経済的，社会的及び文化的利益を享受することができ，かつ，共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2)　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において，男女のいずれか一方に対し，当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第３条　男女共同参画社会の形成は，男女の個人としての尊厳が重んぜられること，男女が性別による差別的取扱いを受けないこと，男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として，行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第４条　男女共同参画社会の形成に当たっては，社会における制度又は慣行が，性別による固定的な役割分担等を反映して，男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより，男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ，社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第５条　男女共同参画社会の形成は，男女が，社会の対等な構成員として，国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として，行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第６条　男女共同参画社会の形成は，家族を構成する男女が，相互の協力と社会の支援の下に，子の養育，家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし，かつ，当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として，行われなければならない。

（国際的協調）

第７条　男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ，男女共同参画社会の形成は，国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第８条　国は，第３条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり，男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し，及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第９条　地方公共団体は，基本理念にのっとり，男女共同参画社会の形成の促進に関し，国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し，及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第１０条　国民は，職域，学校，地域，家庭その他の社会のあらゆる分野において，基本理念にのっとり，男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第１１条　政府は，男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第１２条　政府は，毎年，国会に，男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

２　政府は，毎年，前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し，これを国会に提出しなければならない。

**第２章　男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策**

（男女共同参画基本計画）

第１３条　政府は，男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため，男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

２　男女共同参画基本計画は，次に掲げる事項について定めるものとする。

(１)　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(２)　前号に掲げるもののほか，男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　内閣総理大臣は，男女共同参画会議の意見を聴いて，男女共同参画基本計画の案を作成し，閣議の決定を求めなければならない。

４　内閣総理大臣は，前項の規定による閣議の決定があったときは，遅滞なく，男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

５　前２項の規定は，男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第14条　都道府県は，男女共同参画基本計画を勘案して，当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

２　都道府県男女共同参画計画は，次に掲げる事項について定めるものとする。

(１)　都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(２)　前号に掲げるもののほか，都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　市町村は，男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して，当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

４　都道府県又は市町村は，都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め，又は変更したときは，遅滞なく，これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第１５条　国及び地方公共団体は，男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し，及び実施するに当たっては，男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第１６条　国及び地方公共団体は，広報活動等を通じて，基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第１７条　国は，政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第１８条　国は，社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第１９条　国は，男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため，外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第２０条　国は，地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため，情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

**第３章　男女共同参画会議**

（設置）

第２１条　内閣府に，男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第２２条　会議は，次に掲げる事務をつかさどる。

(１)　男女共同参画基本計画に関し，第13 条第３項に規定する事項を処理すること。

(２)　前号に掲げるもののほか，内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ，男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針，基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

(３)　前２号に規定する事項に関し，調査審議し，必要があると認めるときは，内閣総理大臣及び関係各大臣に対し，意見を述べること。

４　政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し，及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し，必要があると認めるときは，内閣総理大臣及び関係各大臣に対し，意見を述べること。

（組織）

第２３条　会議は，議長及び議員２４人以内をもって組織する。

（議長）

第２４条　議長は，内閣官房長官をもって充てる。

２　議長は，会務を総理する。

（議員）

第２５条　議員は，次に掲げる者をもって充てる。

(１)　内閣官房長官以外の国務大臣のうちから，内閣総理大臣が指定する者

(２)　男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから，内閣総理大臣が任命する者

２　前項第２号の議員の数は，同項に規定する議員の総数の１０分の５未満であってはならない。

３　第１項第２号の議員のうち，男女のいずれか一方の議員の数は，同号に規定する議員の総数の１０分の４未満であってはならない。

４　第１項第２号の議員は，非常勤とする。

（議員の任期）

第２６条　前条第１項第２号の議員の任期は，２年とする。ただし，補欠の議員の任期は，前任者の残任期間とする。

２　前条第１項第２号の議員は，再任されることができる。

（資料提出の要求等）

第２７条　会議は，その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは，関係行政機関の長に対し，監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出，意見の開陳，説明その他必要な協力を求めることができる。

２　会議は，その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは，前項に規定する者以外の者に対しても，必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第２８条　この章に定めるもののほか，会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は，政令で定める。

附　則（平成１１年６月２３日法律第７８号）　抄

（施行期日）

第１条　この法律は，公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第２条　男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は，廃止する。

附　則　（平成１１年７月１６日法律第１０２号）　抄

（施行期日）

第１条　この法律は，内閣法の一部を改正する法律（平成１１年法律第８８号）の施行の日から施行する。ただし，次の各号に掲げる規定は，当該各号に定める日から施行する。

　　　　（施行の日＝平成１３年１月６日）

(1)　略

(2)　附則第１０条第１項及び第５項，第１４条第３項，第２３条，第２８条並びに第３０条の規定

　公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第２８条　この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長，委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は，当該会長，委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず，その日に満了する。

(１)から(１０)まで　略

(１１)　男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第３０条　第２条から前条までに規定するもののほか，この法律の施行に伴い必要となる経過措置は，別に法律で定める。

附　則　（平成１１年１２月２２日法律第１６０号）　抄

（施行期日）

第１条　この法律（第２条及び第３条を除く。）は，平成１３年１月６日から施行する。ただし，次の各号に掲げる規定は，当該各号に定める日から施行する。

　　（以下略）

**２**鹿児島県男女共同参画推進条例

目次　　　　　　　　　　　　　　　　平成１３年１２月２１日公布

　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成１３年鹿児島県条例第５６号

　前文

　第１章　総則（第１条－第８条）

　第２章　男女共同参画を阻害する行為の禁止（第９条）

　第３章　男女共同参画の推進に関する基本的施策（第１０条－第１６条）

　第４章　鹿児島県男女共同参画審議会（第１７条－第２４条）

　附則

　すべての人々が，その人権を尊重され，性別にかかわりなく，その個性と能力を十分に発揮することができる社会を築くことは，私たちの願いである。そして，その社会こそが，男女が対等な構成員として，自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し，喜びと責任を分かち合うことができる男女共同参画社会である。

　鹿児島県では，これまでも，その時代の要請に応じて，男女平等の実現に向けた様々な取組を行ってきたが，依然として性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく制度と慣行が根強く残っており，なお一層の努力が必要とされている。

　また，少子高齢化の進展，家族形態の多様化，地域社会の変化等の社会経済情勢の変化に対応していくためにも，男女共同参画社会の実現は緊急かつ重要な課題となっている。

　ここに，私たちは，男女共同参画社会の実現を目指して，県，事業者，県民及び市町村が一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し，この条例を制定する。

**第１章　総則**

（目的）

第１条　この条例は，男女共同参画の推進に関し，基本理念を定め，県，事業者及び県民の責務を明らかにし，並びに男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより，男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し，もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

(1)　男女共同参画　男女が，社会の対等な構成員として，自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより，男女が当該活動に参画し，かつ，共に責任を担うことをいう。

(2)　積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において，男女のいずれか一方に対し，当該機会を積極的に提供することをいう。

(3)　セクシュアル・ハラスメント　性的な言動により当該言動を受けた者の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与える行為をいう。

（基本理念）

第３条　男女共同参画の推進は，男女の個人としての尊厳が重んぜられること，男女が性別による差別的取扱いを受けないこと，男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として，行われなければならない。

２　男女共同参画の推進に当たっては，社会における制度又は慣行が，性別による固定的な役割分担等を反映して，男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより，男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮して，社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

３　男女共同参画の推進は，男女が，社会の対等な構成員として，県における政策又は民間の団体（事業者を含む。以下同じ。）における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として，行われなければならない。

４　男女共同参画の推進は，家族を構成する男女が，相互の協力と社会の支援の下に，子の養育，家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし，かつ，当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として，行われなければならない。

５　男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して，男女共同参画の推進は，国際的協調の下に行われなければならない。

（県の責務）

第４条　県は，前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり，男女共同参画の推進に関する政策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）

２　県は，前項の施策の実施に当たっては，事業者，県民及び市町村と連携を図るものとする。

（事業者の責務）

第５条　事業者は，その事業活動を行うに当たっては，基本理念にのっとり，男女共同参画の推進に努めなければならない。

２　事業者は，県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（県民の責務）

第６条　県民は，家庭，職場，学校，地域その他の社会のあらゆる分野において，基本理念にのっとり，男女共同参画の推進に努めなければならない。

２　県民は，県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（市町村への要請及び支援）

第７条　県は，市町村に対し，その区域の特性に応じた男女共同参画の推進に関する施策を策定し，及び実施すること並びに県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力することを求めるものとする。

２　県は，市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策について，情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（年次報告）

第８条　知事は，毎年，男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し，及び公表するものとする。

**第２章　男女共同参画を阻害する行為の禁止**

第９条　何人も，次に掲げる男女共同参画を阻害する行為を行ってはならない。

(1)家庭，職場，学校，地域その他の社会のあらゆる分野における性別による差別的取扱い

(2)家庭，職場，学校，地域その他の社会のあらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメント

(3)配偶者（婚姻の届出をしていないが，事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）に対する暴力行為（精神的苦痛を著しく与える行為を含む。）

**第３章　男女共同参画の推進に関する基本的施策**

（基本計画）

第１０条　知事は，男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため，男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

２　基本計画は，次に掲げる事項について定めるものとする。

(１)　総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(２)　前号に掲げるもののほか，男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　知事は，基本計画を定めようとするときは，鹿児島県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

４　知事は，基本計画を定めたときは，遅滞なく，これを公表しなければならない。

５　前２項の規定は，基本計画の変更について準用する。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第１１条　県は，男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し，及び実施するに当たっては，男女共同参画に配慮しなければならない。

２　県は，前項の施策を策定し，及び実施するに当たっては，県民の意見を反映させるよう努めるものとする。

（県民の理解を深めるための措置）

第１２条　県は，広報活動等を通じて基本理念に関する県民の理解を深めるよう適切な措置を講ずるとともに，男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

（調査研究）

第１３条　県は，男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

（県民等に対する支援）

第１４条　県は，県民及び民間の団体が男女共同参画の推進に関して行う活動を促進するため，情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

（県民等の申出）

第１５条　県は，県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての県民及び民間の団体からの申出があったときは，適切に処理するよう努めるものとする。

２　県は，第９条に規定する行為その他の男女共同参画を阻害する行為に関する県民及び民間の団体からの申出があったときは，関係機関と協力して適切に処理するよう努めるものとする。

（男女共同参画週間）

第１６条　県民の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに，積極的に男女共同参画の推進に関する活動を行う意欲を高めるため，男女共同参画週間を設ける。

２　男女共同参画週間は，毎年７月２５ 日から同月３１ 日までとする。

３　県は，男女共同参画週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

**第４章　鹿児島県男女共同参画審議会**

（審議会）

第１７条　男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するため, 鹿児島県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

２　審議会は，次に掲げる事務を行う。

(1)　基本計画に関し，第１０条第３項に規定する事項を処理すること。

(2)　知事の諮問に応じ，男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な政策又は重要事項を調査審議すること。

３　審議会は，前項に規定する事項に関し，調査審議し，必要があると認めるときは，知事に対し，意見を述べることができる。

（組織）

第１８条　審議会は，男女共同参画に関する識見を有する者のうちから知事が任命する委員２０人以内をもって組織する。

２　男女いずれか一方の委員の数は，委員の総数の１０分の４未満であってはならない。

（委員の任期）

第１９条　委員の任期は，２年とする。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

２　委員は，再任されることができる。

（会長及び副会長）

第２０条　審議会に，会長及び副会長１人を置き，委員の互選によってこれを定める。

２　会長は，会務を総理し，審議会を代表する。

３　副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき，又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

（会議）

第２１条　審議会の会議（以下「会議」という。）は，会長が招集する。

２　会議は，委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

３　会長は，会議の議長となり，議事を整理する。

４　会議の議事は，出席した委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（専門部会）

第２２条　審議会は，専門の事項を調査するため必要があると認めるときは，専門部会を置くことができる。

２　専門部会の委員は，審議会の委員のうちから会長が選任する。

（庶務）

第２３条　審議会の庶務は，総務部県民生活局において処理する。

（委任）

第２４条　この章に定めるもののほか，審議会の運営に関し必要な事項は，審議会が定める。

　附　則

１　この条例は，平成１４年１月１日から施行する。

２　この条例の施行の際現に定められている男女共同参画の推進に関する県の基本的な計画であって，男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは，この条例の規定により定められた基本計画とみなす。

　附　則(平成２１年３月２７日条例第１４号)抄

　( 施行期日)１　この条例は，平成２１年４月１日から施行する。

　３　女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

　　　　昭和５４年（１９７９）年１２月１８日：国際連合総会採択

　　　　昭和５６年（１９８１）年　９月　３日：国際連合総会発効

　　　　昭和６０年（１９８５）年　６月２５日：日本国批准

　　　　同　　　年　　　　　　　　７月　１日：　　〃　　公布

　　　　同　　　年　　　　　　　　７月２５日：　　〃　　発効

　この条約の締約国は，

　国際連合憲章が基本的人権，人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し，

　世界人権宣言が，差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること，並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり，かつ，尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し，人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的，社会的，文化的，市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し，国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し，更に，国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議，宣言及び勧告に留意し，しかしながら，これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し，女子に対する差別は，権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり，女子が男子と平等の条件で自国の政治的，社会的，経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり，社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり，また，女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し，窮乏の状況においては，女子が食糧，健康，教育，雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し，衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し，アパルトヘイト，あらゆる形態の人種主義，人種差別，植民地主義，新植民地主義，侵略，外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し，

　国際の平和及び安全を強化し，国際緊張を緩和し，すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し，全面的かつ完全な軍備縮小を達成し，特に厳重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し，諸国間の関係における正義，平等及び互恵の原則を確認し，外国の支配の下，植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが，社会の進歩及び発展を促進し，ひいては，男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し，国の完全な発展，世界の福祉及び理想とする平和は，あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し，家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献，母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し，また，出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく，子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し，社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し，女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して，次のとおり協定した。

第１部

第１条

　この条約の適用上，「女子に対する差別」とは，性に基づく区別，排除又は制限であつて，政治的，経済的，社会的，文化的，市民的その他のいかなる分野においても，女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し，享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第２条

　締約国は，女子に対するあらゆる形態の差別を非難し，女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により，かつ，遅滞なく追求することに合意し，及びこのため次のことを約束する。

(a)　男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め，かつ，男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

(b)　女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。

(c)　女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し，かつ，権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

(d)　女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え，かつ，公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

(e)　個人，団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f)　女子に対する差別となる既存の法律，規則，慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

(g)　女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第３条

　締約国は，あらゆる分野，特に，政治的，社会的，経済的及び文化的分野において，女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として，女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第４条

１　締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは，この条約に定義する差別と解してはならない。ただし，その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなってはならず，これらの措置は，機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

２　締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは，差別と解してはならない。

第５条

　締約国は，次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(a)　両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため，男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b)　家庭についての教育に，社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において，子の利益は最初に考慮するものとする。

第６条

　締約国は，あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第２部

第７条

　締約国は，自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし，特に，女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

(a)　あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

(b)　政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c)　自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第８条

　締約国は，国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を，女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第９条

１　締約国は，国籍の取得，変更及び保持に関し，女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は，特に，外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が，自動的に妻の国籍を変更し，妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

２　締約国は，子の国籍に関し，女子に対して男子と平等の権利を与える。

第３部

第１０条

　締約国は，教育の分野において，女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として，特に，男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として，女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a)　農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導，修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は，就学前教育，普通教育，技術教育，専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b)　同一の教育課程，同一の試験，同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c)　すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を，この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより，また，特に，教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d)　奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e)　継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に，男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f)　女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。

(g)　スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h)　家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第１１条

１　締約国は，男女の平等を基礎として同一の権利，特に次の権利を確保することを目的として，雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a)　すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

(b)　同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利

(c)　職業を自由に選択する権利，昇進，雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件につい

ての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習，上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利

(d)　同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e)　社会保障（特に，退職，失業，傷病，障害，老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利

(f)　作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

２　締約国は，婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し，かつ，女子に対して実効的な労働の権利を確保するため，次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a)　妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b)　給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い，かつ，従前の雇用関係，先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c)　親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を，特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

(d)　妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては，当該女子に対して特別の保護を与えること。

３　この条に規定する事項に関する保護法令は，科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし，必要に応じて，修正し，廃止し，又はその適用を拡大する。

第１２条

１　締約国は，男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として，保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

２　１の規定にかかわらず，締約国は，女子に対し，妊娠，分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第１３条

　締約国は，男女の平等を基礎として同一の権利，特に次の権利を確保することを目的として，他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a)　家族給付についての権利

(b)　銀行貸付け，抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

(c)　レクリエーション，スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第１４条

１　締約国は，農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし，農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

２　締約国は，男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として，農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし，特に，これらの女子に対して次の権利を確保する。

(a)　すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利

(b)　適当な保健サービス（家族計画に関する情報，カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利

(c)　社会保障制度から直接に利益を享受する権利

(d)　技術的な能力を高めるために，あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに，特に，すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

(e)　経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために，自助的集団及び協同組合を組織する権利

(f)　あらゆる地域活動に参加する権利

(g)　農業信用及び貸付け，流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利

(h)　適当な生活条件（特に，住居，衛生，電力及び水の供給，運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第４部

第１５条

１　締約国は，女子に対し，法律の前の男子との平等を認める。

２　締約国は，女子に対し，民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし，また，この能力を行使する同一の機会を与える。特に，締約国は，契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし，裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

３　締約国は，女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。

４　締約国は，個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第１６条

１　締約国は，婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし，特に，男女の平等を基礎として次のことを確保する。

(a)　婚姻をする同一の権利

(b)　自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利

(c)　婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任

(d)　子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において，子の利益は至上である。

(e)　子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報，教育及び手段を享受する同一の権利

(f)　子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において，子の利益は至上である。

(g)　夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）

(h)　無償であるか有償であるかを問わず，財産を所有し，取得し，運用し，管理し，利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

２　児童の婚約及び婚姻は，法的効果を有しないものとし，また，婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第５部

第１７条

１　この条約の実施に関する進捗状況を検討するために，女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は，この条約の効力発生の時は１８人の，３５番目の締約国による批准又は加入の後は２３人の徳望が高く，かつ，この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は，締約国の国民の中から締約国により選出するものとし，個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては，委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

２　委員会の委員は，締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は，自国民の中から１人を指名することができる。

３　委員会の委員の最初の選挙は，この条約の効力発生の日の後６箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は，委員会の委員の選挙の日の遅くとも３箇月前までに，締約国に対し，自国が指名する者の氏名を２箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は，指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し，締約国に送付する。

４　委員会の委員の選挙は，国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は，締約国の３分の２をもって定足数とする。この会合においては，出席し，かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で，かつ，過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

５　委員会の委員は，４年の任期で選出される。ただし，最初の選挙において選出された委員のうち９人の委員の任期は，２年で終了するものとし，これらの９人の委員は，最初の選挙の後直ちに，委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

６　委員会の５人の追加的な委員の選挙は，３５番目の批准又は加入の後，２から４までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち２人の委員の任期は，２年で終了するものとし，これらの２人の委員は，委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

７　締約国は，自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には，その空席を補充するため，委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

８　委員会の委員は，国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い，同総会の承認を得て，国際連合の財源から報酬を受ける。

９　国際連合事務総長は，委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第１７条

１　締約国は，次の場合に，この条約の実施のためにとった立法上，司法上，行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を，委員会による検討のため，国際連合事務総長に提出することを約束する。

　(a)　当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から１年以内

　(b)　その後は少なくとも４年ごと，更には委員会が要請するとき。

２　報告には，この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第１９条

１　委員会は，手続規則を採択する。

２　委員会は，役員を２年の任期で選出する。

第２０条

１　委員会は，第１８条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年２週間を超えない期間会合する。

２　委員会の会合は，原則として，国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第２１条

１　委員会は，その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし，また，締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は，締約国から意見がある場合にはその意見とともに，委員会の報告に記載する。

２　国際連合事務総長は，委員会の報告を，情報用として，婦人の地位委員会に送付する。

第２２条

　専門機関は，その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し，代表を出す権利を有する。委員会は，専門機関に対し，その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第６部

第２３条

　この条約のいかなる規定も，次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a)　締約国の法令

(b)　締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第２４条

　締約国は，自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第２５条

１　この条約は，すべての国による署名のために開放しておく。

２　国際連合事務総長は，この条約の寄託者として指定される。

３　この条約は，批准されなければならない。批准書は，国際連合事務総長に寄託する。

４　この条約は，すべての国による加入のために開放しておく。加入は，加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第２６条

１　いずれの締約国も，国際連合事務総長にあてた書面による通告により，いつでもこの条約の改正を要請することができる。

２　国際連合総会は，１の要請に関してとるべき措置があるときは，その措置を決定する。

第２７条

１　この条約は，２０番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後３０日目の日に効力を生ずる。

２　この条約は，２０番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については，その批准書又は加入書が寄託された日の後３０日目の日に効力を生ずる。

第２８条

１　国際連合事務総長は，批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し，かつ，すべての国に送付する。

２　この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は，認められない。

３　留保は，国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし，同事務総長は，その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は，受領された日に効力を生ずる。

第２９条

１　この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは，いずれかの紛争当事国の要請により，仲裁に付される。仲裁の要請の日から６箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には，いずれの紛争当事国も，国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

２　各締約国は，この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に，１の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は，そのような留保を付した締約国との関係において１の規定に拘束されない。

３　２の規定に基づいて留保を付した締約国は，国際連合事務総長にあてた通告により，いつでもその留保を撤回することができる。

第３０条

　この条約は，アラビア語，中国語，英語，フランス語，ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし，国際連合事務総長に寄託する。

　以上の証拠として，下名は，正当に委任を受けてこの条約に署名した。